

# 厚生労働省独立行政法人評価委員会 高度専門医療研究部会（第1回）議事次第

平成22年2月19日（金）  
10:00～13:00  
富国生命ビル中会議室

## 1 開会

## 2 委員紹介

## 3 議事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 高度専門医療研究部会の役割と当面のスケジュールについて
- (3) 起草委員の分担について
- (4) 国立高度専門医療研究センターの概要について
- (5) 国立高度専門医療研究センターの中期目標（案）について

## 4 閉会

### <配付資料>

- |         |  |
|---------|--|
| 資料1     | 高度専門医療研究部会委員名簿   |
| 資料2-1   | 厚生労働省独立行政法人評価委員会令  |
| 資料2-2   | 高度専門医療研究部会の役割と当面のスケジュール  |
| 資料3     | 高度専門医療研究部会起草委員名簿（案）  |
| 資料4-1   | 国立高度専門医療センターの概要  |
| 資料4-2   | 国立高度専門医療センターの独立行政法人化について   |
| 資料5     | 国立高度専門医療研究センターの中期目標（案）   |
| 参考資料1-1 | 厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程   |
| 参考資料1-2 | 厚生労働省独立行政法人評価委員会の会議の公開に関する規程                                     |
| 参考資料1-3 | 厚生労働省独立行政法人評価委員会について   |
| 参考資料2   | 独立行政法人通則法（抄）   |
| 参考資料3   | 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（概要）                                 |
| 参考資料4   | 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案に対する<br>附帯決議（衆議院厚生労働委員会、参議院厚生労働委員会） |
| 参考資料5   | 平成22年度 国立高度専門医療研究センター運営費交付金 予算（案）                                |

厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程

(平成13年3月13日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定)

(平成16年3月30日改正)

(平成17年7月6日改正)

(平成21年12月16日改正)

厚生労働省独立行政法人評価委員会令(平成12年政令第321号)第9条の規定に基づき、厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程を次のように定める。

(会議)

第1条 厚生労働省の独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員並びに議事に関する臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

3 前項の議事に関する臨時委員及び専門委員の範囲は、委員長の決するところによる。

4 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。

(委員会の部会の設置)

第2条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って部会を設置することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、2以上の部会を合同して調査審議させることができる。

(部会の議決)

第3条 委員会が定めるところにより、部会の議決を委員会の議決とすることができる。

(議決権の特例)

第3条の2 委員並びに議事に関する臨時委員及び専門委員のうち、審議の対象となる独立行政法人の事務及び事業について利害関係を有する者は、当該独立行政法人に係る評価について議決権を有しないものとする。

(会議の公開)

第4条 委員会は、原則として公開とする。ただし、委員長は、公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、委員会に諮って全部又は一部を非公開とすることができる。

2 委員会の会議の公開の手續その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、別に委員長が委員会に諮って定める。

(議事録)

第5条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする

る。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(準用規定)

第6条 第1条、第3条の2、第4条及び第5条の規定は、部会に準用する。

この場合において、第1条、第4条及び第5条中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1条及び第3条の2中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と、「議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「当該部会に属する臨時委員及び専門委員であつて議事に関係のある者」と、第4条第1項中「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ委員長又は部会長が定める。

## 厚生労働省独立行政法人評価委員会の会議の公開に関する規程

(平成 21 年 12 月 16 日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定)

厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程（以下「運営規程」という。）  
第 4 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働省独立行政法人評価委員会の会議の公開に関する規程を次のように定める。

（会議の傍聴）

- 第 1 条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、厚生労働省政策統括官付政策評価官室の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けた者（次項において「登録傍聴人」という。）は、委員長が許可した場合を除き、会議を撮影し、録画し、又は録音してはならない。
- 3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（会議資料の公開）

- 第 2 条 委員会の会議において配付した資料は原則公開とする。ただし、次に掲げるものについては、非公開とする。
- 一 独立行政法人の退職役員の退職金見込み額その他の個人情報
  - 二 独立行政法人が譲渡し、又は担保に供しようとする主務省令で定める重要な財産
  - 三 公開することにより、当該情報に係る個人又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - 四 運営規程第 4 条第 1 項ただし書の規定により会議を非公開とすることとされた案件に係るもの
  - 五 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認め、委員会に諮って了承を得たもの

（準用規定）

- 第 3 条 第 1 条及び第 2 条の規定は、部会に準用する。この場合において、第 1 条及び第 2 条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（雑則）

- 第 4 条 この規程に定めるもののほか、委員会又は部会の公開に必要な事項は、それぞれ委員長又は部会長が定める。

## 独立行政法人評価委員会 高度専門医療研究部会委員名簿

うちやま 内山	まこと 聖	新潟大学医学部小児科教授
さるた 猿田	たかお 享男	慶應義塾大学名誉教授
そぶえ 祖父江	げん 元	名古屋大学大学院医学系研究科教授
ながい 永井	りょうぞう 良三	東京大学大学院医学系研究科教授
なつめ 夏目	まこと 誠	株式会社 JR 東日本リテールネット代表取締役社長
はない 花井	じゅうご 十伍	全国薬害被害者団体連絡協議会代表世話人
ほんだ 本田	まゆみ 麻由美	読売新聞東京本社社会保障部記者
みよし 三好	としあき 敏昭	日本製薬工業協会常務理事
わだ 和田	よしひろ 義博	公認会計士

厚生労働省独立行政法人評価委員会令  
(平成12年政令第321号)

厚生労働省独立行政法人評価委員会令をここに公布する。

厚生労働省独立行政法人評価委員会令

内閣は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第12条第3項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

- 第1条 厚生労働省の独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員30人以内で組織する。
- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
  - 3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員の任命）

- 第2条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（委員の任期等）

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
  - 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
  - 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
  - 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（委員長）

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

- 第5条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。
  - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
  - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
  - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
  - 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(議事)

- 第6条 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 3 前2項の規定は、部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

- 第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 第8条 委員会の庶務は、厚生労働省政策統括官において処理する。

(雑則)

- 第9条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成13年1月6日から施行する。

## 独立行政法人評価委員会高度専門医療研究部会の 役割と当面のスケジュール

### 1. 独立行政法人評価委員会高度専門医療研究部会の役割

#### 高度専門医療研究部会の役割

##### <業務開始時>

- 業務方法書の認可に際しての意見提出
- 中期目標の策定に際しての意見提出
- 中期計画の認可に際しての意見提出
- 長期借入金の認可に際しての意見提出 等

##### <毎事業年度終了時（H23年7月以降）>

- 各事業年度の実績評価
- 財務諸表の承認に際しての意見提出 等

##### <中期目標期間終了時>

- 中期目標期間の実績評価
- 組織及び業務の全般にわたる検討に際しての意見提出 等

## 2. 独立行政法人評価委員会高度専門医療研究部会の当面のスケジュール

	議事（主なもの）	日時及び場所
第1回	<p>○部会長及び部会長代理の選出について</p> <p>○高度専門医療研究部会の役割と当面のスケジュールについて</p> <p>○起草委員の分担について</p> <p>○国立高度専門医療研究センターの概要について</p> <p>○国立高度専門医療研究センターの中期目標（案）について</p>	<p>2月19日（金） 10:00～13:00</p> <p>富国生命ビル 中会議室</p>
第2回	○国立高度専門医療研究センターの中期計画（案）について	<p>2月26日（金） 10:00～13:00</p> <p>専用第21会議室</p>
第3回	<p>○国立高度専門医療研究センターの業務方法書（案）について</p> <p>○国立高度専門医療研究センターの長期借入金計画（案）、償還計画（案）について</p>	<p>3月4日（木） 10:00～13:00</p> <p>専用第21会議室</p>

### 予備日

- 3月12日（金） 10:00～13:00
- 3月19日（金） 11:00～13:00
- 3月24日（水） 17:00～20:00

平成22年2月19日現在

## 高度専門医療研究部会

## 起草委員(案) 一覽

	委員名
国立がん研究センター	猿田委員
国立循環器病研究センター	永井委員
国立精神・神経医療研究センター	祖父江委員
国立国際医療研究センター	永井委員
国立成育医療研究センター	内山委員
国立長寿医療研究センター	祖父江委員
財務諸表等会計に関する意見担当	和田委員

国立高度専門医療センターの概要

# 国立高度専門医療センターの概要について(国立病院・療養所の歴史)

## 終戦後

戦後、厚生省が旧陸海軍病院及び軍事保護院所管の傷痍軍人療養所等の移管を受けて発足し、医療施設不足の状況下、復員者・引揚者の医療や戦後日本の国民病たる結核対策に大きな役割を果たす。

(注)国立病院は旧陸海軍病院を引き継ぎ、国立療養所は傷痍軍人療養所や日本医療団の結核療養施設を引き継ぎ発足。国立療養所は、特に結核、重症心身障害、筋ジストロフィー等長期の治療が必要な専門的医療を実施。

昭和20年度 厚生省に国立病院・療養所を移管  
昭和24年度 国立病院特別会計法の制定

## 高度成長期

- がん、高血圧、心臓病等国民の死亡原因の上位を占める疾病に対する医療等について機能の充実。
- 障害施策拡充のため、重症心身障害児(者)、進行性筋萎縮症児(者)等に対する特殊疾病対策を推進。
- 施設の老朽化に対応するため、借入金制度を導入。
- 国立療養所を特別会計に移管。

昭和36年度 国立がんセンター発足  
昭和38年度 借入金制度の導入  
昭和43年度 国立療養所(ハンセン病療養所を除く。)を特別会計に移行  
(病院勘定・療養所勘定の2勘定制へ)

## その後

- 疾病構造の変化に対応し、高度先駆的医療、研究等を担う中核的機関である国立高度専門医療センター(NC)を整備。
- 再編計画を策定し、施設の統廃合、経営移譲を進める。

昭和52年度 国立循環器病センター発足  
昭和61年度 国立精神・神経センター発足  
平成5年度 国立国際医療センター発足  
平成13年度 国立成育医療センター発足  
平成15年度 国立長寿医療センター発足

## 国病機構独法化

- 中央省庁等改革の一環として、国立高度専門医療センター及びハンセン病療養所を除き独立行政法人に移行。

平成16年度 (独)国立病院機構発足

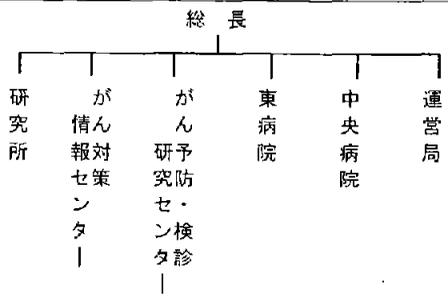
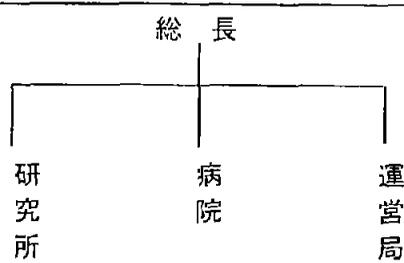
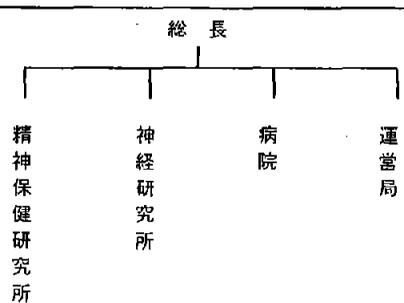
## NC独法化

- 行革推進法等を踏まえ、国立高度専門医療センター特別会計は廃止され、各国立高度専門医療センターはそれぞれ独立行政法人に移行。

平成22年度  
(独)国立がん研究センター、  
(独)国立循環器病研究センター、  
(独)国立精神・神経医療研究センター、  
(独)国立国際医療研究センター、  
(独)国立成育医療研究センター、  
(独)国立長寿医療研究センター 発足予定

## 国立高度専門医療センターの概要

国立高度専門医療センター（いわゆるナショナルセンター）は、我が国における死亡数、患者数、医療費のいずれをとっても最も大きな割合を占める「がん」、「脳卒中」、「心臓病」など、その制圧が国民的課題となっている疾病について、高度先駆的医療の研究・開発・普及、医療従事者の研修及び情報発信等を総合的・一体的に行うための中核的機関として、運営局、病院、研究所を設置したものである。

センター名	国立がんセンター (National Cancer Center)	国立循環器病センター (National Cardiovascular Center)	国立精神・神経センター (National Center of Neurology and Psychiatry)
創設年月日	昭和37年 1月 1日	昭和52年 6月 1日	昭和61年10月 1日
総長	廣橋 説雄	橋本 信夫	樋口 輝彦
所在地	①中央病院：東京都中央区築地5-1-1 ②東病院：千葉県柏市柏の葉6-5-1	大阪府吹田市藤白台5-7-1	東京都小平市小川東町4-1-1
組織			
定員	1,342名（21年度予算定員）	1,010名（21年度予算定員）	616名（21年度予算定員）
病床数	①中央病院：600床 ②東病院：425床	640床	890床
主な事業内容	我が国のがん対策の中核的機関として、がんその他の悪性新生物についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。	我が国の脳卒中、心臓病等の循環器病対策の中核的機関として、循環器病についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。	我が国の精神・神経疾患対策の中核的機関として、精神、神経、筋疾患及び知的障害その他の発達障害についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。

センター名	国立国際医療センター (International Medical Center of Japan)	国立成育医療センター (National Center for Child Health and Development)	国立長寿医療センター (National Center for Geriatrics and Gerontology)
創設年月日	平成 5 年 10 月 1 日	平成 14 年 3 月 1 日	平成 16 年 3 月 1 日
総長	桐野 高明	加藤 達夫	大島 伸一
所在地	①戸山病院：東京都新宿区戸山1-21-1 ②国府台病院：千葉県市川市国府台1-7-1	東京都世田谷区大蔵2-10-1	愛知県大府市森岡町源吾36-3
組織	<p style="text-align: center;">総長</p> <pre> graph TD     A[総長] --- B[国立看護大学校]     A --- C[研究所]     A --- D[国府台病院]     A --- E[戸山病院]     A --- F[国際医療協力局]     A --- G[運営局] </pre>	<p style="text-align: center;">総長</p> <pre> graph TD     A[総長] --- B[研究所]     A --- C[病院]     A --- D[運営局] </pre>	<p style="text-align: center;">総長</p> <pre> graph TD     A[総長] --- B[研究所]     A --- C[病院]     A --- D[運営局] </pre>
定員	1, 527名 (21年度予算定員)	751名 (21年度予算定員)	434名 (21年度予算定員)
病床数	①戸山病院：925床 ②国府台病院：719床	460床	300床
主な事業内容	我が国の医療分野における国際貢献の中核的機関として、感染症等国際的な調査研究が必要な疾病についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。	我が国の成育医療の中核的機関として、小児医療、母性医療、父性医療及び関連・境界領域を包括する成育医療についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。	我が国の長寿医療の中核的機関として、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾患であって、高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするものに関する診断、治療、調査研究及び技術者の研修等を行う。

## 国立高度専門医療センター（NC）の職員数

平成21年度末定員数

	医 師	看護師	医療技術職員	事務職	研 究	その他	合 計
国立がんセンター	239	714	169	74	131	15	1,342
国立循環器病センター	143	554	150	51	98	14	1,010
国立精神・神経センター	63	330	63	52	95	13	616
国立国際医療センター	242	897	167	106	43	72	1,527
国立成育医療センター	142	447	74	47	38	3	751
国立長寿医療センター	63	233	49	34	55	0	434
合 計	892	3,175	672	364	460	117	5,680

注1 医療技術職員は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士 等である。

注2 事務職には、医療社会事業専門員等の福祉職適用職員を含む。

注3 その他職員は、国立看護大学校の教育職員及び看護助手、調理師等の行政職(二)適用職員である。

# 国立高度専門医療センター（NC）職員の採用・異動等の現状

## ○ NC職員に対する任命権者

・管理職職員 …… 厚生労働大臣 ・管理職職員以外の職員 …… 総長※

※ 国家公務員法の規定により任命権を委任。

- ▶ 任命権とは、職員の採用、昇任、異動等の任用行為を行う権限。
- ▶ 任命権者は、任命権を有する者であり、国家公務員法上、所管行政の責任者として、事務を統括し、サービスを統督する各省の長等に任命権を付与することにより、任命権の所在と責任を明確にしている。

## ○ NC職員の採用・異動の現状

■ 職員の採用方法 …… 試験採用（競争試験による採用） 又は 選考採用 ※

※ 管理職職員や研究職員の選考採用に当たっては、より優秀な人材の確保を図るため、公募を実施。

■ 職員の人事異動（転任・配置換）

- ▶ 転任又は配置換は、公務上の必要性に基づく判断を基本に、任命権者による任命権の行使。

〔 転任 …… 職員を任命権者を異にする他の官職に任命すること。  
配置換 …… 職員を任命権者を同じくする他の官職に任命すること。 〕

- ▶ 従来から、事務職、看護師その他コメディカル職員は、良質な人材育成及び確保を図ることを目的に、国立病院機構（旧国立病院・療養所）、国立ハンセン病療養所などの機関との人事交流を実施。
- ▶ これら機関との人事交流による施設異動及び職務異動の経験を積み重ねることで、幹部職員等の人材育成を実施。

■ 職員の採用、異動等の現状（主な職種）

職種	採用方法等	主な人事交流機関	備考
医師	選考 ※ 医長、部長等管理職職員は公募を実施	国立病院機構、国立大学法人 等	
研究職		-----	研究計画等に応じ、任期付任用を適用
看護師	選考 ※ HP等へ採用募集を掲載	国立病院機構、ハンセン病療養所 等	
事務職	試験採用 ※ 国家公務員試験合格者を採用		厚労本省、厚生局との人事交流あり

平成21年度国立高度専門医療センター特別会計予算の概要

(単位：億円、%)

入			出		
歳	21年度予算額	構成比	歳	21年度予算額	構成比
事	項		事	項	
診療収入	881	56.9	政策医療推進費	1,152	74.5
借入金	98	6.3	施設整備費	145	9.3
積立金より受入	6	0.4	特別整備費	98	6.3
医療技術開発等 研究収入	89	5.8	一般整備費等	47	3.0
雑収入	10	0.7	国債整理基金 特会繰入	176	11.4
一般会計繰入	463	29.9	医療技術開発等 研究費	74	4.8
合計	1,547	100.0	合計	1,547	100.0

# 国立がんセンター

## 沿革・組織

設立年月日：昭和37年1月1日

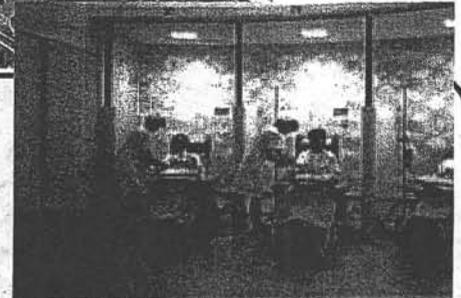
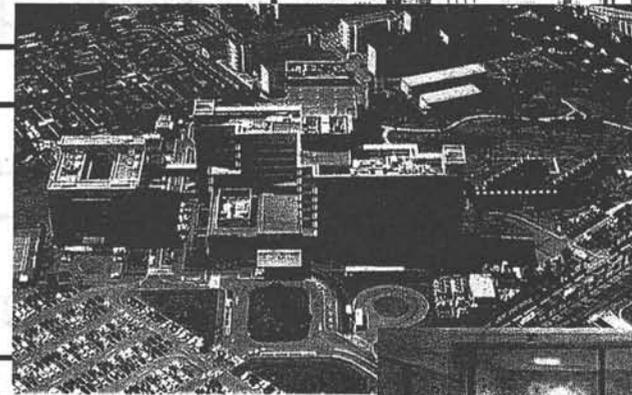
所在地：東京都中央区築地（中央病院）

千葉県柏市（東病院）

組織：中央病院、東病院、研究所、がん予防・検診研究センター、  
がん対策情報センター、運営局

定員：1,342名（うち医師239名、平成21年度予算定員）

病床数：600床（中央病院）、425床（東病院）



## 設置目的

我が国のがん対策の中核的機関として、がんその他の悪性新生物についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。

## 特徴

### ○ 質の高い医療の提供

- ・ 年間5,000件の手術、1日約120人の通院化学療法を実施（中央）
- ・ 陽子線治療等先進医療の提供と併せ、モデル的緩和ケアを提供（東）

### ○ がんの原因・本態解明、革新的な検診法や診断・治療技術の開発、 がん医療の均てん化、がん情報の提供

- ・ 原因・本態解明を通じた予防法や高度先駆的な検診・診療技術の開発
- ・ 多施設共同臨床研究によるがん医療の標準化
- ・ がん医療やがん登録など専門情報等の提供や研修等による人材育成



# 国立循環器病センター

## 沿革・組織

設立年月日：昭和52年6月1日

所在地：大阪府吹田市

組織：病院、研究所、運営局

定員：1,010名（うち医師143名、平成21年度予算定員）

病床数：640床



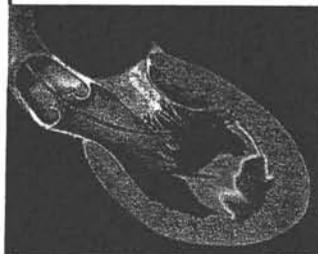
## 設置目的

我が国の脳卒中、心臓病等の循環器病対策の中核的機関として、循環器病についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。

## 特徴

### ○最新・最善の医療の提供

- ・年間約3,000件の重症循環器病救急搬送を受け入れ
- ・国内心移植48例のうち、22例を実施
- ・脳梗塞に対する超急性期血栓溶解療法（tPA静注療法）を年間50例以上実施



### ○先端医療技術の開発と普及

- ・在宅型体内埋め込み型人工心臓・次世代型呼吸補助装置の開発
- ・世界に先駆けて発見した生理活性ペプチド、タンパク質を診断・治療の開発へ応用
- ・1,400名以上の若手医師を育成、84カ国から900名以上の外国人研修生を受け入れ

# 国立精神・神経センター

## 沿革・組織

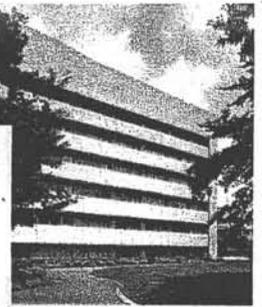
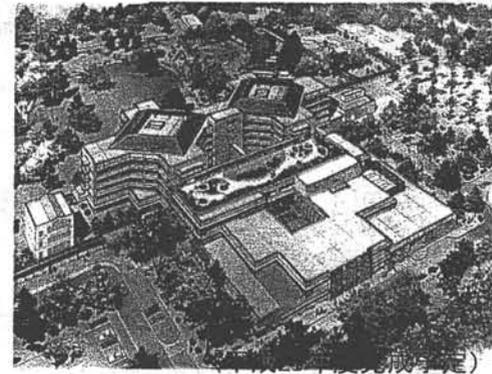
設立年月日: 昭和61年10月1日

所在地: 東京都小平市

組織: 病院、神経研究所、精神保健研究所、運営局

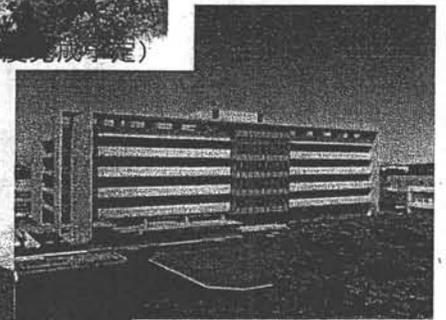
定員: 616名(うち医師63名、平成21年度予算定員)

病床数: 890床



## 設置目的

我が国の精神・神経疾患対策の中核的機関として、精神、神経、筋疾患及び知的障害その他の発達障害についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。



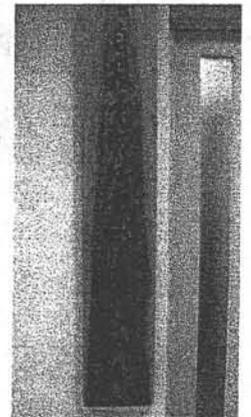
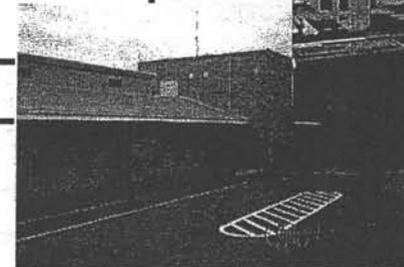
## 特徴

○脳とこころと身体の健全な統合を目指す医療の実践

- ・ 1日平均400名以上の精神・神経外来患者を受け入れ
- ・ 1万以上の筋検体を保存する、筋ジストロフィー確定診断の中核施設
- ・ パーキンソン病、筋ジス、難治性てんかん等神経難病、うつ病等難治性精神疾患に対する内科的、外科的治療の実施

○世界唯一の「精神・神経センター」として、統合的な精神・神経科学研究を実施

- ・ 多発性硬化症に対する画期的治療薬の開発
- ・ 筋ジストロフィーに対する遺伝子治療の推進
- ・ 自殺対策の研修及び情報提供、自殺の危険因子の解明



## 沿革・組織

# 国立国際医療センター

設立年月日：平成5年10月1日

所在地：東京都新宿区(戸山病院)

千葉県市川市(国府台病院)

組織：戸山病院、国府台病院、研究所、国際医療協力局、  
国立看護大学校、運営局

定員：1,527名(うち医師242名、平成21年度予算定員)

病床数：925床(戸山病院)、719床(国府台病院)



## 設置目的

我が国の医療分野における国際貢献の中核的機関として、感染症等国際的な調査研究が必要な疾病についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。

## 特徴

### ○高度総合専門医療の提供

- ・1日約1,600名の外来患者の受け入れ、年間約11,000件の手術の実施(戸山)
- ・月平均約1,000名のエイズ外来患者の受け入れ(戸山)
- ・児童精神科のほか、肝炎・免疫研究センターを整備し、専門医療を提供(国府台)

### ○国際医療協力の実践、研究の実施

- ・途上国へ年間約200名の専門家派遣、約300名の研修生受け入れ
- ・海外拠点との共同研究により、鳥インフルエンザ迅速診断キットを開発
- ・ウイルス肝炎治療の有効性を治療前遺伝子診断で判定
- ・2型糖尿病関連遺伝子の同定



# 国立成育医療センター

## 沿革・組織

設立年月日：平成14年3月1日

所在地：東京都世田谷区

組織：病院、研究所、運営局

定員：751名（うち医師142名、平成21年度予算定員）

病床数：460床（病院）



## 設置目的

我が国の成育医療の中核的機関として、小児医療、母性医療、父性医療及び関連・境界領域を包括する成育医療についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。

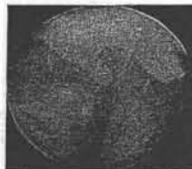
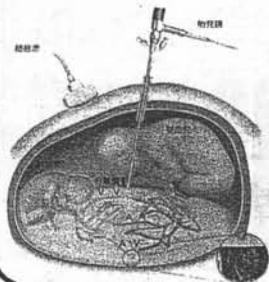
## 特徴

○成育医療における高度先駆的医療やモデル医療の提供

- ・年間1,600件以上の分娩、年間約6,300件の小児手術を実践
- ・小児ICU等を活用した24時間365日体制の重症小児救急搬送の受け入れ
- ・虐待等を含めた小児のこころのケア

○成育医療を発展させるTR等の研究の推進

- ・超音波や胎児内視鏡を用いた胎児医療の実施
- ・免疫異常等小児難病に対する遺伝子治療の開発
- ・iPS細胞、ES細胞を用いた再生医療の推進
- ・妊娠と薬の情報提供や子どもの事故防止プログラムの提供



# 国立長寿医療センター

## 沿革・組織

設立年月日: 平成16年3月1日

所在地: 愛知県大府市

組織: 病院、研究所、運営局

定員: 434名(うち医師63名、平成21年度予算定員)

病床数: 300床

## 設置目的

我が国の長寿医療の中核的機関として、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾患であって、高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするものに関する診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。

## 特徴

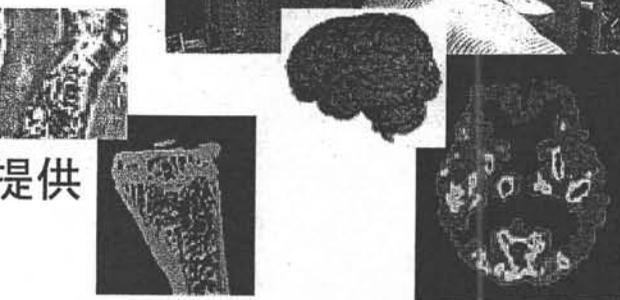
### ○ 高齢者疾患の包括的・全人的医療の提供

- ・高齢者の生活の質を向上に向けた医療の提供
- ・地域の保健・医療・福祉と連携した在宅医療モデルの開発・提供
- ・認知症の早期診断法の開発等の先駆的医療の提供



### ○ 老化の制御と老年病克服のための新しい医療の発展の普及に尽力

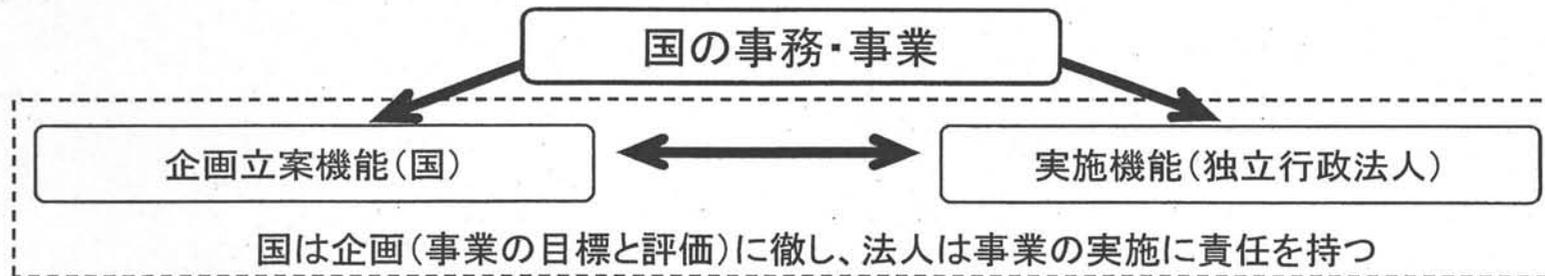
- ・認知症、骨粗鬆症の病態解明と新規治療法の開発
- ・再生医療による革新的歯科治療技術の開発
- ・全国の医師に研修を実施、年間約300名の「認知症サポート医」を養成



国立高度専門医療センターの  
独立行政法人化について

# 独立行政法人制度の概要

## <独立行政法人制度の基本的考え方>



## <独立行政法人通則法の概要>

**独立行政法人** 民間にゆだねた場合には実施されないおそれがある業務の効率的・効果的な実施が目的

### 設立・運営

- 法人の名称・目的・業務は個別法で規定
- 法人の長と監事は主務大臣が任命、役職員は長が任命
- 役員の名称・人数・任期等及び職員の身分は個別法で定める
- 給与等の支給基準は公務員や民間企業の給与、法人の実績等を勘案して法人が定め、公表

### 財務・会計

- 企業会計原則
- 毎年度財務諸表を作成、会計監査人の監査、主務大臣の承認(評価委員会の意見を聴取)を受けて公表
- 政府は出資及び業務の財源の交付ができる(運営費交付金)
- 個別法に定めのある場合のみ長期借入・債券発行ができる
- 積立金(剰余金)の用途は個別法で定める。

### 中期目標 中期計画等

- 主務大臣は、3～5年の範囲で法人が達成すべき目標を設定(評価委員会の意見の聴取)、公表
- 法人の長は中期目標達成のための中期計画を策定、大臣認可(評価委員会の意見を聴取)、公表
- 法人の長は毎事業年度年度計画を策定、公表

### 評価体制

- 毎事業年度及び中期計画終了後、業務実績につき各府省の評価委員会及び総務省の審議会の評価
- 中期計画終了後、主務大臣による組織・業務の全般にわたる検討、総務省の審議会による主務大臣への勧告

## <高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(個別法)>

現在、国の施設等機関である6センターが、6つの独立行政法人として位置づけられた。

# 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の概要

現在6つある国立高度専門医療センターを、それぞれ平成22年度から非公務員型の独立行政法人へ移行させるため、所要の措置を講ずる。

## 組織形態

### 国立高度専門医療センター(NC)

- ・国立がんセンター
- ・国立循環器病センター
- ・国立精神・神経センター
- ・国立国際医療センター
- ・国立成育医療センター
- ・国立長寿医療センター

【現在】

### 国立高度専門医療研究センター

- ・(独)国立がん研究センター
- ・(独)国立循環器病研究センター
- ・(独)国立精神・神経医療研究センター
- ・(独)国立国際医療研究センター
- ・(独)国立成育医療研究センター
- ・(独)国立長寿医療研究センター

【平成22年4月】

## 業務等

法人は、国民の健康に重大な影響のある

- ・がんその他の悪性新生物
- ・循環器病
- ・精神疾患、神経疾患、筋疾患、知的障害その他の発達障害等
- ・感染症その他の疾患であって、国際的な調査、研究を必要とするもの
- ・母性、乳幼児等の難治性疾患その他の疾患
- ・加齢に起因する疾患

に係る医療の調査、研究及び技術の開発、これらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修、医療政策の提言等の業務を行い、国内の医療水準をリードし、国際的な医療研究のネットワークに参画できる機関とする。

- ※ 非公務員型の独立行政法人として設立（職員に争議権あり）。
- ※ 役員には、各センターごと理事長1人、監事2人に加え、下記の数の理事が法定されている。
  - ・(独)国立がん研究センター……5人以内
  - ・(独)国立循環器病研究センター……3人以内
  - ・(独)国立精神・神経医療研究センター……4人以内
  - ・(独)国立国際医療研究センター……6人以内
  - ・(独)国立成育医療研究センター……3人以内
  - ・(独)国立長寿医療研究センター……3人以内

## 施行期日

【法律の施行期日】平成22年4月1日（設立準備に必要な規定は公布日）

※ 行政改革推進法（平成18年法律第47号）及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）により、国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度末日で廃止することとされている。

## 現状と非特定独立行政法人との主な相違点

項 目	施設等機関(国家行政組織)	非 特 定 独 立 行 政 法 人
・責任体制	○ 国家行政組織の一部であり、上部機関(本省等)による日常的な管理の下にある。	○ 法人の長に裁量を与え、主務大臣の関与を最小限にして、業務運営の責任の所在を法人の長に明確化。
・業務運営	○ 予算の範囲内で施設長が決定するが、明確な目標設定はない。 ○ 制度的に中期的な計画がなく、基本的に単年度ごとで事業運営を行う。(予算単年度主義)	○ 主務大臣は、3～5年の期間を定め、独立行政法人の性格に応じて、効率化やサービス向上等に関する中期目標を設定し、独立行政法人に通知。 ○ 独立行政法人の長は、中期目標を達成するための具体的な計画を定め、自主性・自律性をもって業務を遂行することとしており、単年度に縛られずに当該中期計画の範囲内で柔軟かつ機動的な業務運営が可能。
・評価/見直し	○ 第三者による評価の仕組みはなく、本省において一部の指標による政策評価を実施し、公表する。 ○ 総務省により行政機関の業務の実施状況の評価・監視が必要に応じて実施される。	○ 各省に置かれる第三者機関の独立行政法人評価委員会が毎年評価を行うとともに、中期目標期間終了時においても評価を行い、意見を表明。 ○ 総務省の第三者機関の評価委員会は各省の行う評価等の内容をチェックし、意見を表明。 ○ 特に中期目標期間終了時は組織及び業務の全般にわたる抜本的な検討及び見直しを実施。
・会計制度	○ 現金主義の官庁会計制度により運営され、国民から分かりにくい。 ○ 所管省庁や財政当局の複雑な事務手続きによる予算執行の制約。	○ 発生主義、複式簿記等の企業会計的手法を導入する。毎年度、財務諸表(資金収支計算書を含む。)を作成し、事業報告書・決算報告書とともに公表する。監事のチェックに加え、独立行政法人評価委員会の審議に付すとともに、一定規模以上の法人には会計監査人の監査が義務づけられ、その結果も公表する。
・予 算	○ 国の予算の一部であり、国会の議決を経て制定。これにより現金の支出が可能となるが、毎年度、細目により管理され、弾力的執行が困難。 ○ 年度内消化を原則とし、移用・流用・繰越は制限される。	○ 中期計画に従い、国は独立行政法人の業務運営の財源に充てるために「渡し切りの交付金」を交付する。交付金の使途は特定せず、翌年度への繰り越しも可能とする。 ○ 独立行政法人は、中期計画に従い、毎年度、自律性の高い業務運営を行う。
・定 員	○ 法定定員制度の中。毎年度、業務運営に関係なく、計画的(一律的)に定員が削減される。	○ 法定定員制度の外。ただし、国家公務員に準じた5年5%の人員費削減(H17年12月24日閣議決定された行政改革の重要方針)の規制の対象。
・労働三権	○ 団結権、協約締結権のない団体交渉権あり、争議権なし。	○ 団結権、団体交渉権(協約締結権含む)及び争議権あり。
・給 与	○ 職務と責任に応じた給与原則。 ○ 人事院勧告に基づき給与法を改正。	○ 独立行政法人の実績、職員の業績の反映。 ○ 社会一般の情勢に適合するように独立行政法人が決定し、届出・公表。
・身分保障/サービス等	○ 法令に定める事由でなければ、意に反して、降任、休職、免職されない。 ○ 信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、兼業の制限、営利企業の役員等との兼業禁止、離職後における営利企業への就職に関する制限等。	○ 独立行政法人が就業規則により定める。 ○ 独立行政法人の業務の性格に応じ、守秘義務、刑法の適用上の「みなし公務員」規定がある。

## 国立高度専門医療センターの独立行政法人化について

### 「行政改革推進法」(平成18年6月2日 法律第47号)(抄)

#### <特別会計改革>

(国立高度専門医療センター特別会計の見直し)

第三十三条 国立高度専門医療センター特別会計は、平成二十二年度において廃止するものとする。

2 国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センターは、国立高度専門医療センター特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理その他これらの機関の事務及び事業の適切かつ安定的な運営を維持するために必要な措置を講じた上で、独立行政法人に移行させるものとする。

#### <総人件費改革>

第五十条 国有林野事業の実施主体及び国立高度専門医療センターについては、第二十八条及び第三十三条第二項に規定するもののほか、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 主として政策の実施に係る国の事務及び事業のうち、自律的及び効率的な運営が可能と認められるものの実施主体については、特定独立行政法人以外の独立行政法人その他その職員が国家公務員の身分を有しない法人に移行させることを検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

### 「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日 閣議決定)(抄)

① 国立高度専門医療センターについて、今後ともナショナルセンターとしての機能を的確に果たせるよう、必要な制度的・財政的な措置を講じた上で自律的かつ効率的な事業運営を行うことにより、その機能の充実発展を図りつつ、非公務員型独立行政法人とする。これにより、国立高度専門医療センター関係5,629人について、5,600人程度を純減する。

② 以上のほか、次の見直しを行う。

一 法人化後を含め、業務の効率化や債務返済計画等について検討し、必要な措置を講ずる。

一 法人形態の検討に当たっては共通業務の合理化・効率化に留意するとともに、法人化後は、法人形態の如何を問わず中期目標の下で業務運営の効率化を図る。

### 「特別会計に関する法律」(平成19年3月31日 法律第23号)(抄)

(暫定的に設置する特別会計)

附則第六十七条 次の各号に掲げる特別会計を、この法律の施行の日から当該各号に定める年度の末日までの期間に限り、設置する。

一～十一(略)

十二 国立高度専門医療センター特別会計 平成二十一年度

十三～十四(略)

2～3(略)

# 国立高度専門医療センターの 今後のあり方についての有識者会議報告書の概要

平成19年7月13日

国立高度専門医療センター(ナショナルセンター、NC)は、行政改革の一環として「行政改革推進法(平成18年法律第47号)」や、その後の閣議決定「国の行政機関の定員の純減について(平成18年6月)」において、非公務員型の独立行政法人へ移行することが決定された。さらに、「特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)」において、NC特別会計が平成21年度をもって廃止することと規定されたことを受け、平成22年度から独立行政法人へ移行することが決定された。

本有識者会議は、NCが独立行政法人化後において、国民医療にどのように貢献していくのか、その果たすべき役割等は何かについて、各々の政策医療分野の特性を踏まえつつ、検討を行ってきた。本有識者会議においては、今後、NCが独立行政法人化された後も、政策医療の牽引車としての役割を継続的に担えるよう、昨今の我が国の医療政策の経緯、現状、課題等も見据えつつ、幅広い視点に立って議論を重ねてきた。

今般、今後の医療政策におけるNCの役割等について、検討の結果を取りまとめたので、ここに報告する。

## NCの役割の明確化と持てる資源の選択と集中

○ NCは、平成22年度に独立行政法人化されるが、その後においても、NCが国の負っている政策医療に対する課題を解決し、国民医療に貢献できるよう、役割を明確にし、戦略的な取り組みを行うことが必要。

○ 効果的・効率的に政策課題を達成できるよう、自己完結的でなく、産学等と連携し、持てる資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、都道府県の中核的な医療機関等を支援。

○ 成果を継続的に生み出していけるよう、研究所と病院とが高度専門性を有した上で、その連携を強化。NCの牽引力を一層高めるため、研究機能を中核とした、「医療研究センター的機能」の確立を図る。

○ NCの病院機能については、NCの強みの根源であり、それを基盤として研究機能を強化し、成果を臨床に反映させる、「臨床研究重視型病院」を構築。

求められる臨床研究、医療の均てん化、人材育成、情報発信に必要な一定規模の病床及び機能を確保。

## 今後の医療政策におけるNCの役割

「政策医療の牽引車」としての3つの役割

### (1) 臨床研究の推進「統括・調整者の役割」

- ・ 基礎研究の成果を臨床の実用化へつなぐ仕組みの構築
- ・ 医療クラスターと治験中核病院に必要な体制の整備
- ・ 人材の流動性を有した組織の構築、優秀な外国人幹部の登用、管理職の任期付任用の導入と公募制を基本とした任用

### (2) 医療の均てん化等の推進「調整・支援・指導者の役割」

#### ○ 医療の均てん化

- ・ 情報発信を中心とした医療の均てん化の展開
- ・ 都道府県の中核的な医療機関等を通じた先駆的医療や標準的医療等の普及
- ・ 高齢者の在宅医療システムの構築等均てん化に係る主導的な役割

#### ○ 人材育成

- ・ 指導的な研究者や臨床家を指導する「指導者の中の指導者」の育成
- ・ 世界レベルの人材を輩出できるよう、戦略的に精鋭の育成
- ・ 医療の均てん化のため、地域医療の指導者の育成

#### ○ 情報発信

- ・ NCの行った研究成果等について迅速かつわかりやすい広報・周知
- ・ 都道府県の中核的な医療機関等に対する診断・治療技術等に係る最良の情報発信

### (3) 政策医療の総合的かつ戦略的な展開「政策医療に対する提言者の役割」

- ・ 政策医療の展開等について、国に対して政策提言ができる仕組みの整備

## NCの課題達成に相応しいNCのあり方等

○ 法人の形態について、政策課題を効果的・効率的に達成できるようにするためには、各NCごとに法人化する必要がある。

○ NCが政策医療の牽引車としての確に役割が果たせるよう、患者等からの声を運営等に活かせる仕組みをNCの中に設ける必要がある。

○ 新たな政策医療課題でどのNCにも属さないような分野については、国立国際医療センターが国際医療協力を目的とし、総合診療機能を有していることにかんがみれば、基本的には国立国際医療センターに担わせる必要がある。

○ 各NCの独立行政法人の名称や中期目標等の制度については、その企画・設計が肝心との認識を十分にもって、本有識者会議の議論を踏まえ、検討を進めるべき。

# 国立高度専門医療研究センター機能の強化

国の医療政策と一体となって  
我が国の医療を牽引、世界の保健医療の向上に貢献

## ◆医療政策を牽引

- 臨床研究の推進
- 医療の均てん化
- 政策提言

## ◆連携強化

- 独法のメリットを有効活用し、国内外の関係機関と連携を強化

非公務員型独法化し、迅速な成果の達成を目指す

### 優秀な人材の獲得

- ・世界トップクラスの海外流出した研究者の獲得や外国人研究者の幹部登用が可能
- ・より優秀な医師の確保が可能

#### 現状の問題点

→国家公務員法・給与法等により外国人幹部の登用や給与体系に制限

### 研究等の資金ルートの拡大

- ・産業界等からの寄付金の受入が可能

#### 現状の問題点

→昭和23年の閣議決定により外部資金の受入の抑制

### 研究成果の実用化の推進

- ・産業界等との人材交流による研究体制の強化
- ・企業等参加によるベンチャー企業の立ち上げが可能

#### 現状の問題点

→国家公務員法により産業界等との人材の交流に制限

### 臨床研究・高度医療への柔軟・迅速な対応

- ・自由度の高い取組が可能となり柔軟・迅速な対応を実施

#### 現状の問題点

→厚生労働省の施設等機関であるため本省の関与等階層的な対応

国立施設としての制約

# 独法化後に目指す方向と主な課題

## 目指す方向

○ 我が国においては、世界に例を見ない、急速な少子高齢化が進行しており、国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。

○ こうした中で、国がその責務を効果的、効率的に果たせるよう、国立高度専門医療研究センターには、高度先駆的医療の開発やその普及等により、我が国の研究、医療水準を向上させ、国際保健の向上に寄与することで、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。

○ このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の機関と連携し、持てる資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関して、国際水準の成果を継続して生み出していくべきである。

## 主な課題

### I 安定的な財政基盤の確保

1. 財務基盤の安定強化を図るための「長期債務の処理」
2. 研究開発型独法として安定的・継続的経営のため「運営費交付金等の確保」

### II 適切・安定的な運営体制の確立

1. 研究開発型独法として適切な運営に取り組むための「中期目標・計画の策定」
2. 安定的な運営に向けた経営企画部門の強化を目指す「運営組織の再構築」

### III 研究・診療機能の充実強化

1. 基礎研究から臨床への実用化等臨床研究の推進のための「研究体制の充実強化」
2. 研究機能の強化と連動した先駆的医療等の提供のための「診療体制の充実強化」

## 国立高度専門医療研究センターの中期目標（案）について

## I. 基本的な考え方

- 国の科学技術政策・研究開発活動において、極めて重要な役割を果たす研究開発法人として、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携の推進や、治験等の臨床研究を円滑に実施するための基盤整備等を記載。
- また、国から独立行政法人に移行し、これまでのしがらみにとらわれることなく、センターとしてのミッションを効果的、効率的に果たせるよう、弾力的な組織人事運営、コンプライアンス体制の構築等を記載。

## II. 具体的な項目

## 1. 前文及びサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- センターが国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出していくよう、前文に記載。
- 国内外の研究者と連携しつつ、「新成長戦略（基本方針）（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）」において求められている、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発を推進する基盤として、センター内の連携や、国内外の産業界、研究機関等との連携を要請。
- 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を求めるとともに、治験等臨床研究の実施に当たっては高い倫理性、透明性をもつよう、基盤を整備することを要請。
- 都道府県等の拠点医療機関の連携の推進とともに、患者・国民が正確な情報を入手できるよう、科学的根拠に基づく情報提供を要請。
- 具体的な研究成果については、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を中期計画において明確化及び具体化することを要請。
- 新成長戦略において推進が求められている、革新的な医薬品、医療技術の研究開発について、難病に対する研究のような、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の推進を要請するとともに、数値目標を本項目に設定。

## 2. 業務の効率化及び財務内容の改善に関する事項

- 業務の質の向上を目指しつつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的な事務、事業の評価と、弾力的な組織再編を要請。
- 効率的な運営を図るため、給与水準の見直しや医薬品医療材料等購入費用の適正化、医業未収金対策、診療報酬請求事務の改善を要請。
- 競争性、透明性の高い契約等、コンプライアンス体制の構築を要請。
- 中期目標の期間における財務内容の改善や、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入、中・長期的に固定負債（長期借入金）の適正化等経営者の視点に立って、健全な運営に努めることを要請。

## 3. その他業務運営に関する重要事項

- 職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事に関して、年功序列を廃し、能力・実績本位の人材登用等を確立するよう努めることや、これまでの人事にとらわれない人材交流の促進等により、若い人が生き生き仕事できる環境の整備を要請。
- 「独立行政法人ガバナンス検討チーム」による議論や、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター理事長公募時に、理事長選定に際して求められている事項として取りまとめた、運営理念への取り組みを要請。

## 独立行政法人国立がん研究センター中期目標（案）

前文	2
第1 中期目標の期間	3
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3
1. 研究・開発に関する事項	3
(1) 臨床を志向した研究・開発の推進	3
(2) 病院における研究・開発の推進	4
(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	4
2. 医療の提供に関する事項	4
3. 人材育成に関する事項	5
4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項	5
5. 国への政策提言に関する事項	5
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	5
第3 業務運営の効率化に関する事項	6
1. 効率的な業務運営に関する事項	6
2. 電子化の推進	6
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	6
第4 財務内容の改善に関する事項	7
1. 自己収入の増加に関する事項	7
2. 資産及び負債の管理に関する事項	7
第5 その他業務運営に関する重要事項	7
1. 施設・設備整備に関する事項	7
2. 人事の最適化に関する事項	7
3. その他の事項	8
(別紙) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	9
1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	9
2. 具体的方針	10
(1) 疾病に着目した研究	10
(2) 均てん化に着目した研究	11

## 独立行政法人国立がん研究センター中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立がん研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。

平成 22 年 月 日

厚生労働大臣 長 妻 昭

### 前文

我が国においては、世界に例を見ない、急速な少子高齢化が進行しており、国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。

このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出していかなくてはならない。

独立行政法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）は、昭和 37 年に我が国のがん対策の要として設立された国立がんセンターを前身とする。

センターは、「がん対策基本法」（平成 18 年法律第 98 号）及び「がん対策推進基本計画」（平成 19 年 6 月 15 日閣議決定）に基づき、センターが有する医療、研究、人材育成及び情報発信等の機能を相互に連携させ、その能力を効果的に発揮するとともに、独立行政法人制度のメリットを最大限活用し、我が国のがん対策の中核機関として日本のみならず世界への貢献を図り、世界をリードしていく責務がある。

#### 【上記の内容の要点】

世界から研究者を呼べるような、世界一のセンターを目指すため、研究・開発や人材育成に関し、国際水準の成果を生み出すことを要請

具体的には、センターが果たすべき使命を達成するため、がん克服に資する研究成果

を継続的に生み出し、がんの原因及び本態解明を一層進め、予防法、革新的がん医療及び標準医療を開発するための研究に取り組むとともに、良質で安心な医療を提供し、人材育成及び情報発信等を担い、我が国のあるべきがん医療の政策を提言していくことが求められている。

## 第1 中期目標の期間

センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。

## 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 研究・開発に関する事項

#### (1) 臨床を志向した研究・開発の推進

高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を志向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。

##### ① 研究所と病院等、センター内の連携強化

#### 【上記の内容の要点】

「独立行政法人ガバナンス検討チーム」においても指摘されている、風通しの悪さや組織の縦割りの払拭を要請

##### ② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携

#### 【上記の内容の要点】

国内外の研究者と連携しつつ、「新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）」において求められている、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発を推進するよう、国内外の産業界、研究機関等との連携を要請

- ③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備
- ④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進

## (2) 病院における研究・開発の推進

治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。

### 【上記の内容の要点】

厳格な倫理審査や、患者への十分な説明等高い倫理性、透明性をもって治験等臨床研究を行うよう要請

## (3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。

## 2. 医療の提供に関する事項

我が国におけるがんに対する中核的な医療機関として、がん対策推進基本計画に掲げられた、「がんによる死亡者の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」という目標を達成するため、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。

また、がんに対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。

患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者自身が治療の選択の自己決定を行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。

### 【上記の内容の要点】

患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を要請

緩和医療については、がん患者とその家族が質の高い療養生活を送ることができるよう、治療の初期段階から緩和ケアを提供できる体制を整備すること。

### 3. 人材育成に関する事項

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、がんに対する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

### 4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

センター及び都道府県がん診療連携拠点病院等間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。

#### 【上記の内容の要点】

センターが都道府県の中核的な医療機関等との密接な連携の下に、ネットワークの中心として高度先駆的医療の普及及び医療の標準化等適切な機能を果たすよう、要請

情報発信にあたっては、国内外のがんに関する知見を収集及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。

#### 【上記の内容の要点】

患者・国民が正確ながん情報を入手できるよう、科学的根拠に基づく情報提供を要請

### 5. 国への政策提言に関する事項

医療政策をより強固な科学的根拠に基づいたものにするため、及び医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。

### 6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

我が国におけるがんに対する中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。

### 第3 業務運営の効率化に関する事項

#### 1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。

#### 【上記の内容の要点】

硬直的な組織運営とならないよう、弾力的な組織の改廃を要請

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

- ① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し
- ② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化
- ③ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保

#### 【上記の内容の要点】

効率的な運営のための手法を具体的な項目をあげ、要請

#### 2. 電子化の推進

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を推進し、情報を経営分析等に活用すること。

推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。

#### 3. 法令遵守等内部統制の適切な構築

入札及び契約事務の公正性及び透明性の確保を含む法令遵守（コンプライアンス）等内部統制を適切に構築すること。

特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。

**【上記の内容の要点】**

**契約について具体的に例示しながら、内部統制の適切な構築を要請**

**第4 財務内容の改善に関する事項**

「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

**1. 自己収入の増加に関する事項**

がんに対する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

**2. 資産及び負債の管理に関する事項**

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行ない、固定負債（長期借入金の残高）が運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

**【上記の内容の要点】**

**経営者の視点に立って、中期目標の期間における財務内容の改善や、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入、中・長期的に固定負債（長期借入金）の適正化等、健全な運営に努めることを要請**

**第5 その他業務運営に関する重要事項**

**1. 施設・設備整備に関する事項**

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

**2. 人事の最適化に関する事項**

センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。

また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。

**【上記の内容の要点】**

人事に関して、年功序列を廃し、能力・実績本位の人材登用等を確立するよう努めることや、これまでの人事にとられない人材交流の促進等により、若い人が生き生き仕事できる環境の整備を要請

**3. その他の事項**

中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。

ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。

**【上記の内容の要点】**

国立がん研究センター、国立循環器病研究センター理事長公募時に、理事長選定に際して求められている事項として取りまとめた、運営理念への取り組みを要請

## (別紙) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

### 1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

がんは単一の疾患ではなく、その原因、宿主背景因子、本態となる遺伝子異常、病態、病期及び治療応答性等において極めて多様な様相を呈することが明らかにされている。その罹患率及び死亡率を抑制するためには、基礎研究、公衆衛生研究及び臨床研究の各分野において高度先駆的な研究・開発を展開するとともに、これら3大分野の有機的な連携に基づく、我が国における総合的研究戦略として推進することが極めて重要である。

このため、がんの原因・本態解明、予防・診断・治療法の基盤となる技術の開発等基礎研究の成果を、公衆衛生研究及び臨床研究に応用し、より優れた予防・診断・治療法の開発に結びつけるとともに、公衆衛生研究及び臨床研究において見出された疑問、仮説を基礎研究の課題として積極的に取り上げる等、双方向性の橋渡し研究を進めていく必要がある。

また、これら研究の方向性及びその成果を的確に評価するためにはまず、がんの実態を把握し、分析する研究が欠かせない。ついで、発生したがんに対する高度先駆的診療技術の開発、日本人のがん罹患率を低減させうる一次予防法の開発、検診等早期発見による二次予防法の科学的評価と開発が求められる。さらに、このようにして開発されたがんの予防・検診・診断・治療法の均てん化を図るための研究及び対策を展開する必要がある。

センターにおいては、これらの研究課題について、センター内各部門の連携はもとより、国内外の医療機関、研究機関等との一層の連携を図り、総合的な取り組みを進めていくこと。

その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。

#### 【上記の内容の要点】

主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を中期計画において明確化及び具体化することを要請

## 2. 具体的方針

### (1) 疾病に着目した研究

#### ① がんの原因、発生・進展のメカニズムの解明

科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、がんの原因、発生・進展のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を行う。

#### ② がんの実態把握

各種がん登録による我が国のがんの罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究によるがんのリスク・予防要因の究明等、がんの実態把握に資する研究を推進する。

#### ③ がんの本態解明に基づく高度先駆的医療、標準医療の向上に資する診断・治療技術及び有効ながん予防・検診法の開発の推進

がんに対する高度先駆的な予防法、検診を含む早期診断法及び治療法の開発に資する研究を推進する。

また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的診断及び治療法の確立に資する研究並びに有効ながん検診法の開発に資する研究を推進する。

がん患者に対する緩和医療の提供に関する研究及び地域医療等との連携による療養生活の質の向上と普及に関する研究を行うとともに、地域ぐるみの在宅医療を含めた医療システムのモデル開発を行う。

また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。

#### ④ 医薬品及び医療機器の開発の推進

「新成長戦略（基本方針）（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発の推進が求められている。

この趣旨を踏まえ、がんに関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む）、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験、臨床研究の実現を目指した研究を推進する。

また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。

これらにより平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の5%以上の増加を図ること。

**【上記の内容の要点】**

新成長戦略において推進が求められている、革新的な医薬品、医療技術の研究開発について、難病に対する研究のような、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の推進を要請するとともに、数値目標を本項目に設定

**(2) 均てん化に着目した研究**

① 医療の均てん化手法の開発の推進

関係学会等との連携を図り、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。

がんに対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。

② 情報発信手法の開発

がんに対する正しい理解の促進のため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。

**【上記の内容の要点】**

がんに対する正しい理解の促進のため、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究、系統だった教育・研修方法の開発、医療従事者及び患者・国民への啓発の単なる情報発信のみならず、効果的な手法の研究を推進するよう要請

## 独立行政法人国立循環器病研究センター中期目標（案）

前文	14
第1 中期目標の期間	15
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	15
1. 研究・開発に関する事項	15
(1) 臨床を志向した研究・開発の推進	15
(2) 病院における研究・開発の推進	16
(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	16
2. 医療の提供に関する事項	16
3. 人材育成に関する事項	17
4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項	17
5. 国への政策提言に関する事項	17
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	17
第3 業務運営の効率化に関する事項	18
1. 効率的な業務運営に関する事項	18
2. 電子化の推進	18
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	18
第4 財務内容の改善に関する事項	19
1. 自己収入の増加に関する事項	19
2. 資産及び負債の管理に関する事項	19
第5 その他業務運営に関する重要事項	19
1. 施設・設備整備に関する事項	19
2. 人事の最適化に関する事項	19
3. その他の事項	20
(別紙) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	21
1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	21
2. 具体的方針	21
(1) 疾病に着目した研究	21
(2) 均てん化に着目した研究	22

## 独立行政法人国立循環器病研究センター中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立循環器病研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。

平成 22 年 月 日

厚生労働大臣 長 妻 昭

### 前文

我が国においては、世界に例を見ない、急速な少子高齢化が進行しており、国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。

このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出していかなくてはならない。

独立行政法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）は、昭和 52 年に国立高度専門医療センターとして設置された国立循環器病センターを前身とし、以来、循環器病の克服を目標に、研究、医療、人材育成等を推進してきた。

循環器病は三大死因のうちの二つを占めるに至っており、その克服のための研究・開発と臨床応用は、国民の生命予後の飛躍的な改善に資するものといえる。このため、国家戦略として、「健康増進法」（昭和 14 年法律第 103 号）、「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」及び「新健康フロンティア戦略」等に基づき、循環器病の克服に向けた取組が推進されている。

センターにおいても、循環器医療の提供に必要な人材をはじめとするさまざまな資源が集積されており、近隣地域のみならず国内外の患者の生命を救ってきた。

こうした中、センターは、循環器病における死に直結する疾病の治療法の開発、これらの疾病をもたらす生活習慣病等に伴う心血管病変等の予防並びに胎児期・小児期における循環器病の診断及び治療等、循環器病学の基礎的及び臨床的研究を推進し、その成果を高度かつ先駆的な医療の提供及び優れた人材の育成に活かすことにより、循環器病

の克服に貢献していくことが求められている。

**【上記の内容の要点】**

世界から研究者を呼べるような、世界一のセンターを目指すため、研究・開発や人材育成に関し、国際水準の成果を生み出すことを要請

**第1 中期目標の期間**

センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。

**第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項**

**1. 研究・開発に関する事項**

**(1) 臨床を志向した研究・開発の推進**

高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。

① 研究所と病院等、センター内の連携強化

**【上記の内容の要点】**

「独立行政法人ガバナンス検討チーム」においても指摘されている、風通しの悪さや組織の縦割りの払拭を要請

② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携

**【上記の内容の要点】**

国内外の研究者と連携しつつ、「新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）」において求められている、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発を推進するよう、国内外の産業界、研究機関等との連携を要請

③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備

④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進

## (2) 病院における研究・開発の推進

治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。

### 【上記の内容の要点】

エバハートの治験に対する検証と対応などを踏まえ、厳格な倫理審査や、患者への十分な説明等高い倫理性、透明性をもって治験等臨床研究を行うよう要請

## (3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。

## 2. 医療の提供に関する事項

我が国における循環器病に対する中核的な医療機関として、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。

また、循環器病に対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。

患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者自身が治療の選択の自己決定を行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。

### 【上記の内容の要点】

患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を要請

臓器移植ネットワークにおける移植実施施設として臓器移植法に基づく移植医療を適切に行うこと。

### 3. 人材育成に関する事項

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、循環器病に対する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

### 4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

センター及び都道府県における中核的な医療機関等間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。

#### 【上記の内容の要点】

センターが都道府県の中核的な医療機関等との密接な連携の下に、ネットワークの中心として高度先駆的医療の普及及び医療の標準化等適切な機能を果たすよう、要請

情報発信にあたっては、国内外の循環器病に関する知見を収集及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。

#### 【上記の内容の要点】

患者・国民が正確な循環器病情報を入手できるよう、科学的根拠に基づく情報提供を要請

### 5. 国への政策提言に関する事項

医療政策をより強固な科学的根拠に基づいたものにするため、及び医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。

### 6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

我が国における循環器病に対する中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。

### 第3 業務運営の効率化に関する事項

#### 1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。

#### 【上記の内容の要点】

硬直的な組織運営とならないよう、弾力的な組織の改廃を要請

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

- ① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し
- ② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化
- ③ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保

#### 【上記の内容の要点】

効率的な運営のための手法を具体的な項目をあげ、要請

#### 2. 電子化の推進

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を推進し、情報を経営分析等に活用すること。

推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。

#### 3. 法令遵守等内部統制の適切な構築

入札及び契約事務の公正性及び透明性の確保を含む法令遵守（コンプライアンス）等内部統制を適切に構築すること。

特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。

**【上記の内容の要点】**

契約について具体的に例示しながら、内部統制の適切な構築を要請

**第4 財務内容の改善に関する事項**

「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

**1. 自己収入の増加に関する事項**

循環器病に対する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

**2. 資産及び負債の管理に関する事項**

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行ない、固定負債（長期借入金）の残高が運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

**【上記の内容の要点】**

経営者の視点に立って、中期目標の期間における財務内容の改善や、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入、中・長期的に固定負債（長期借入金）の適正化等、健全な運営に努めることを要請

**第5 その他業務運営に関する重要事項**

**1. 施設・設備整備に関する事項**

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

**2. 人事の最適化に関する事項**

センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。

また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。

**【上記の内容の要点】**

人事に関して、年功序列を廃し、能力・実績本位の人材登用等を確立するよう努めることや、これまでの人事にとられない人材交流の促進等により、若い人が生き生き仕事できる環境の整備を要請

**3. その他の事項**

中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。

ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。

**【上記の内容の要点】**

国立がん研究センター、国立循環器病研究センター理事長公募時に、理事長選定に際して求められている事項として取りまとめた、運営理念への取り組みを要請

## (別紙) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

### 1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

循環器病は我が国の三大死因のうちの二つを占めるに至っており、また、健康で元気に暮らせる期間（健康寿命）の延伸に大きな障害になっているのが、循環器病である。

こうした中、センターは、循環器病の克服を目指した高度先駆的な医療の研究・開発を行い、我が国の医療水準全体を向上させる役割を期待されている。

このため、センターは、研究組織の更なる改善及び企業、大学等との連携体制をより充実させるとともに、基礎研究から橋渡し研究さらに臨床応用までを包括的かつ統合的に推進していくことで、循環器病の克服に資する新たな予防・診断・治療技術の開発を進めていくこと。

その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。

#### 【上記の内容の要点】

主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化することを要請

### 2. 具体的方針

#### (1) 疾病に着目した研究

##### ① 循環器病の本態解明

科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、循環器病の疾病メカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。

##### ② 循環器病の実態把握

我が国の循環器病の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究による循環器病のリスク・予防要因の究明等、循環器病の実態把握に資する研究を推進する。

##### ③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進

循環器病に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。

また、既存の予防、診断、治療法に対する有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。

また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。

#### ④ 医薬品及び医療機器の開発の推進

「新成長戦略（基本方針）（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発の推進が求められている。

この趣旨を踏まえ、循環器病に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む）、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指す研究を推進する。

また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。

これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図ること。

#### 【上記の内容の要点】

新成長戦略において推進が求められている、革新的な医薬品、医療技術の研究開発について、難病に対する研究のような、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の推進を要請するとともに、数値目標を本項目に設定

#### (2) 均てん化に着目した研究

##### ① 医療の均てん化手法の開発の推進

関係学会等との連携を図り、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。

循環器病に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、

系統だった教育・研修方法の開発を推進する。

② 情報発信手法の開発

循環器病に対する正しい理解の促進のため、医療従事者及び患者・国民への啓  
発手法の研究を推進する。

**【上記の内容の要点】**

循環器病に対する正しい理解の促進のため、診断・治療ガイドライン等の  
作成及び普及に寄与する研究、系統だった教育・研修方法の開発、医療従  
事者及び患者・国民への啓発の単なる情報発信のみならず、効果的な手法  
の研究を推進するよう要請

## 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター中期目標（案）

前文	26
第1 中期目標の期間	27
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	27
1. 研究・開発に関する事項	27
(1) 臨床を志向した研究・開発の推進	27
(2) 病院における研究・開発の推進	27
(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	28
2. 医療の提供に関する事項	28
3. 人材育成に関する事項	28
4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項	29
5. 国への政策提言に関する事項	29
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	29
第3 業務運営の効率化に関する事項	29
1. 効率的な業務運営に関する事項	29
2. 電子化の推進	30
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	30
第4 財務内容の改善に関する事項	30
1. 自己収入の増加に関する事項	31
2. 資産及び負債の管理に関する事項	31
第5 その他業務運営に関する重要事項	31
1. 施設・設備整備に関する事項	31
2. 人事の最適化に関する事項	31
3. その他の事項	32
(別紙) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	33
1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	33
2. 具体的方針	33
(1) 疾病に着目した研究	33
(2) 均てん化に着目した研究	34

## 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。

平成 22 年 月 日

厚生労働大臣 長 妻 昭

### 前文

我が国においては、世界に例を見ない、急速な少子高齢化が進行しており、国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。

このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出していかなくてはならない。

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）は、国際的にも稀な精神医学と神経学を総合的に実践する場として昭和 61 年に設置された国立精神・神経センターを前身とする。

精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）は、その克服に向けた国際的な取り組みにもかかわらず、国民の健康に大きな影響を与えており、積極的かつ重層的にその対策を進めていく必要がある。

こうした中、センターは、国際的にも、精神・神経疾患等に係る医療水準を向上させるために、総合的な医療を実践するとともに、研究成果を高度先駆的医療に活かすことが求められている。

#### 【上記の内容の要点】

世界から研究者を呼べるような、世界一のセンターを目指すため、研究・開発や人材育成に関し、国際水準の成果を生み出すことを要請

## 第1 中期目標の期間

センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。

## 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 研究・開発に関する事項

#### (1) 臨床を志向した研究・開発の推進

高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。

##### ① 研究所と病院等、センター内の連携強化

#### 【上記の内容の要点】

「独立行政法人ガバナンス検討チーム」においても指摘されている、風通しの悪さや組織の縦割りの払拭を要請

##### ② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携

#### 【上記の内容の要点】

国内外の研究者と連携しつつ、「新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）」において求められている、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発を推進するよう、国内外の産業界、研究機関等との連携を要請

##### ③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備

##### ④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進

#### (2) 病院における研究・開発の推進

治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための

基盤の整備に努めること。

**【上記の内容の要点】**

**厳格な倫理審査や、患者への十分な説明等高い倫理性、透明性をもって治験等臨床研究を行うよう要請**

**(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進**

これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。

**2. 医療の提供に関する事項**

我が国における精神・神経疾患等に対する中核的な医療機関として、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。

また、精神・神経疾患等に対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。

患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者自身が治療の選択の自己決定を行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。

**【上記の内容の要点】**

**患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を要請**

医療観察法対象者に対して、研究部門と連携し、退院後の地域生活への安全で円滑な移行を支援する質の高い医療の提供を行うこと。

重症心身障害児（者）に対して、心身の発達を促す医療及び様々な合併症を予防する総合的医療等、質の高い医療の提供を行うこと。

**3. 人材育成に関する事項**

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、精神・神経疾患等に対する医療及び研究、特にトランスレーショナルリサーチを推進するにあたりリーダーとして

活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

#### 4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

センター及び都道府県における中核的な医療機関等間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。

##### 【上記の内容の要点】

センターが都道府県の中核的な医療機関等との密接な連携の下に、ネットワークの中心として高度先駆的医療の普及及び医療の標準化等適切な機能を果たすよう、要請

情報発信にあたっては、国内外の精神・神経疾患等に関する知見を収集及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。

##### 【上記の内容の要点】

患者やその家族、国民が正確な精神・神経疾患の情報を入手できるよう、科学的根拠に基づく情報提供を要請

#### 5. 国への政策提言に関する事項

医療政策をより強固な科学的根拠に基づいたものにするため、及び医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。

#### 6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

我が国における精神・神経疾患等に対する中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。

### 第3 業務運営の効率化に関する事項

#### 1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務

及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。

**【上記の内容の要点】**

**硬直的な組織運営とならないよう、弾力的な組織の改廃を要請**

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

- ① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し
- ② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化
- ③ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保

**【上記の内容の要点】**

**効率的な運営のための手法を具体的な項目をあげ、要請**

## 2. 電子化の推進

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を推進し、情報を経営分析等に活用すること。

推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。

## 3. 法令遵守等内部統制の適切な構築

入札及び契約事務の公正性及び透明性の確保を含む法令遵守（コンプライアンス）等内部統制を適切に構築すること。

特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。

**【上記の内容の要点】**

**契約について具体的に例示しながら、内部統制の適切な構築を要請**

## 第4 財務内容の改善に関する事項

「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

#### 1. 自己収入の増加に関する事項

精神・神経疾患等に対する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

#### 2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行ない、固定負債（長期借入金の残高）が運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

#### 【上記の内容の要点】

経営者の視点に立って、中期目標の期間における財務内容の改善や、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入、中・長期的に固定負債（長期借入金）の適正化等、健全な運営に努めることを要請

### 第5 その他業務運営に関する重要事項

#### 1. 施設・設備整備に関する事項

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

#### 2. 人事の最適化に関する事項

センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。

また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。

#### 【上記の内容の要点】

人事に関して、年功序列を廃し、能力・実績本位の人材登用等を確立するよう努めることや、これまでの人事にとらわれない人材交流の促進等により、若い人が生き生き仕事できる環境の整備を要請

### 3. その他の事項

中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。

ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。

#### **【上記の内容の要点】**

国立がん研究センター、国立循環器病研究センター理事長公募時に、理事長選定に際して求められている事項として取りまとめた、運営理念への取り組みを要請

## (別紙) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

### 1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

センターは、中期目標期間において、研究成果を高度先駆的医療及び保健医療政策に活かすため、以下に挙げる研究のテーマ等について取り組むこと。

その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。

#### 【上記の内容の要点】

主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化することを要請

### 2. 具体的方針

#### (1) 疾病に着目した研究

##### ① 精神・神経疾患等の本態解明

科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、精神・神経疾患等の疾病メカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。

##### ② 精神・神経疾患等の実態把握

我が国の精神・神経疾患等の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究による精神・神経疾患等のリスク・予防要因の究明等、精神・神経疾患等の実態把握に資する研究を推進する。

##### ③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進

精神・神経疾患等に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。

また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。

また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。

##### ④ 医薬品及び医療機器の開発の推進

「新成長戦略（基本方針）（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発の推進が求められている。

この趣旨を踏まえ、精神・神経疾患等に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む）、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。

また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。

これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図ること。

#### 【上記の内容の要点】

新成長戦略において推進が求められている、革新的な医薬品、医療技術の研究開発について、難病に対する研究のような、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の推進を要請するとともに、数値目標を本項目に設定

### （2）均てん化に着目した研究

#### ① 医療の均てん化手法の開発の推進

関係学会等との連携を図り、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。

精神・神経疾患等に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。

#### ② 情報発信手法の開発

精神・神経疾患等に対する正しい理解の促進のため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。

**【上記の内容の要点】**

精神・神経疾患に対する正しい理解の促進のため、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究、系統だった教育・研修方法の開発、医療従事者及び患者・国民への啓発の単なる情報発信のみならず、効果的な手法の研究を推進するよう要請

## 独立行政法人国立国際医療研究センター中期目標（案）

前文	38
第1 中期目標の期間	39
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	39
1. 研究・開発に関する事項	39
(1) 臨床を志向した研究・開発の推進	39
(2) 病院における研究・開発の推進	40
(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	40
2. 医療の提供に関する事項	40
3. 人材育成に関する事項	40
4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項	41
5. 国への政策提言に関する事項	41
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	41
第3 業務運営の効率化に関する事項	42
1. 効率的な業務運営に関する事項	42
2. 電子化の推進	43
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	43
第4 財務内容の改善に関する事項	43
1. 自己収入の増加に関する事項	43
2. 資産及び負債の管理に関する事項	43
第5 その他業務運営に関する重要事項	44
1. 施設・設備整備に関する事項	44
2. 人事の最適化に関する事項	44
3. その他の事項	44
(別紙) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	45
1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	45
2. 具体的方針	45
(1) 疾病に着目した研究	45
(2) 均てん化に着目した研究	46
(3) 国際保健医療協力	47

## 独立行政法人国立国際医療研究センター中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立国際医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。

平成 22 年 月 日

厚生労働大臣 長 妻 昭

### 前文

我が国においては、世界に例を見ない、急速な少子高齢化が進行しており、国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。

このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出していかななくてはならない。

独立行政法人国立国際医療研究センター（以下「センター」という。）は、平成 5 年に我が国における保健医療分野の国際協力を推進するため設置された国立国際医療センターを前身とし、以来、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）及び国際保健医療協力を対象に中心的な役割を果たしてきた。

また、平成 20 年には国立精神・神経センター国府台病院を統合し、その総合診療機能等を有効に活用することとした。

センターには、これら設立の経緯を踏まえ、新興・再興感染症及びエイズ等の感染症、糖尿病・代謝性疾患、肝炎・免疫疾患並びに国際保健医療協力を重点分野とし、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するとともに、国際水準の医療を強化し、主要な診療科を網羅した総合的な医療提供体制の下に、チーム医療を前提とした全人的な高度専門・総合医療の実践及び均てん化並びに疾病の克服を目指す臨床開発研究を推進することが求められている。

**【上記の内容の要点】**

世界から研究者を呼べるような、世界一のセンターを目指すため、研究・開発や人材育成に関し、国際水準の成果を生み出すことを要請

**第1 中期目標の期間**

センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。

**第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項**

**1. 研究・開発に関する事項**

**(1) 臨床を志向した研究・開発の推進**

高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。

**① 研究所と病院等、センター内の連携強化**

**【上記の内容の要点】**

「独立行政法人ガバナンス検討チーム」においても指摘されている、風通しの悪さや組織の縦割りの払拭を要請

**② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携**

**【上記の内容の要点】**

国内外の研究者と連携しつつ、「新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）」において求められている、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発を推進するよう、国内外の産業界、研究機関等との連携を要請

**③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備**

④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進

## (2) 病院における研究・開発の推進

治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。

### 【上記の内容の要点】

厳格な倫理審査や、患者への十分な説明等高い倫理性、透明性をもって治験等臨床研究を行うよう要請

## (3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。

## 2. 医療の提供に関する事項

我が国における感染症その他の疾患に対する中核的な医療機関として、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。

また、高齢化社会が進展する中で、課題となっている病気の複合化、併存化に対し、臓器別、疾病別のみならず、患者全体を見る全人的な医療を前提に、総合医療を基盤とした感染症その他の疾患に対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。

患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者自身が治療の選択の自己決定を行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。

### 【上記の内容の要点】

患者が満足し、かつ、その視点に立った良質かつ安心な医療の提供を要請

特定感染症指定医療機関として、感染症指定医療機関等と連携し、感染症の患者に対する医療の提供を着実にを行うこと。

## 3. 人材育成に関する事項

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、総合的な医療を基盤として、感染症その他の疾患に対する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

#### 4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。

##### 【上記の内容の要点】

センターが都道府県の中核的な医療機関等との密接な連携の下に、ネットワークの中心として高度先駆的医療の普及及び医療の標準化等適切な機能を果たすよう、要請

情報発信にあたっては、国内外の感染症その他の疾患に関する知見を収集及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。

##### 【上記の内容の要点】

患者・国民が正確な感染症その他の疾患に関する情報を入手できるよう、科学的根拠に基づく情報提供を要請

#### 5. 国への政策提言に関する事項

医療政策をより強固な科学的根拠に基づいたものにするため、及び医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。

#### 6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

我が国の国際保健医療協力の中核的機関として、感染症その他の疾患に関する専門的な医療及び国際保健医療協力等の向上を図るとともに、これらに対する調査及び研究並びに技術者の研修を行うこと。

HIV 裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行うこと。

**【上記の内容の要点】**

**国時代からその責務を変えることなく、HIV 裁判の和解に基づきエイズに対する医療、臨床研究、研修、情報発信を行うよう、要請**

また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 89 号）に基づき、エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図ること。

国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として、看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行うこと。

### 第 3 業務運営の効率化に関する事項

#### 1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。

**【上記の内容の要点】**

**硬直的な組織運営とならないよう、弾力的な組織の改廃を要請**

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

- ① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し
- ② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化
- ③ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保

**【上記の内容の要点】**

効率的な運営のための手法を具体的な項目をあげ、要請

**2. 電子化の推進**

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を推進し、情報を経営分析等に活用すること。

推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。

**3. 法令遵守等内部統制の適切な構築**

入札及び契約事務の公正性及び透明性の確保を含む法令遵守（コンプライアンス）等内部統制を適切に構築すること。

特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。

**【上記の内容の要点】**

契約について具体的に例示しながら、内部統制の適切な構築を要請

**第4 財務内容の改善に関する事項**

「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

**1. 自己収入の増加に関する事項**

感染症その他の疾患及び国際保健医療協力に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

**2. 資産及び負債の管理に関する事項**

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行ない、固定負債（長期借入金）の残高）が運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

**【上記の内容の要点】**

経営者の視点に立って、中期目標の期間における財務内容の改善や、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入、中・長期的に固定負債（長期借入金）の適正化等、健全な運営に努めることを要請

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1. 施設・設備整備に関する事項

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

### 2. 人事の最適化に関する事項

センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。

また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。

#### 【上記の内容の要点】

人事に関して、年功序列を廃し、能力・実績本位の人材登用等を確立するよう努めることや、これまでの人事にとらわれない人材交流の促進等により、若い人が生き生き仕事できる環境の整備を要請

### 3. その他の事項

中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。

ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。

#### 【上記の内容の要点】

国立がん研究センター、国立循環器病研究センター理事長公募時に、理事長選定に際して求められている事項として取りまとめた、運営理念への取り組みを要請

## (別紙) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

### 1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

近年におけるグローバル化の著しい進展に伴い、世界規模での新興・再興感染症の蔓延やアウトブレイクが危惧されるほか、健康指標の地域間格差の拡大と貧困が深刻化する一方、途上国が近代化を進める中でライフスタイルの変化に伴う糖尿病等生活習慣病の激増も大きな問題となってきた。

このため、センターは、エビデンスを着実に創出し、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するため、国際保健医療協力を軸とし、感染症その他の疾患を中心課題として、病院、国際医療協力局、研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療機関、研究機関との共同研究の一層の推進を図ること。

また、感染症その他の疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的に進めていくとともに、国際保健医療協力に関する研究を推進すること。

その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。

#### 【上記の内容の要点】

主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化することを要請

### 2. 具体的方針

#### (1) 疾病に着目した研究

##### ① 感染症その他の疾患の本態解明

科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、感染症その他の疾患の疾病メカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。

##### ② 感染症その他の疾患の実態把握

我が国の感染症その他の疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移

の把握、疫学研究による感染症その他の疾患のリスク・予防要因の究明等、感染症その他の疾患の実態把握に資する研究を推進する。

③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進

感染症その他の疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。

また、既存の予防、診断、治療法に対する有効性の比較等、標準的な予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。

また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。

④ 医薬品及び医療機器の開発の推進

「新成長戦略（基本方針）（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発の推進が求められている。

この趣旨を踏まえ、感染症その他の疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む）、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。

また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。

これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 10%以上の増加を図ること。

**【上記の内容の要点】**

新成長戦略において推進が求められている、革新的な医薬品、医療技術の研究開発について、難病に対する研究のような、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の推進を要請するとともに、数値目標を本項目に設定

(2) 均てん化に着目した研究

① 医療の均てん化手法の開発の推進

関係学会等との連携を図り、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。

感染症その他の疾患に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。

② 情報発信手法の開発

感染症その他の疾患に対する正しい理解の促進のため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。

**【上記の内容の要点】**

感染症その他の疾患に対する正しい理解の促進のため、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究、系統だった教育・研修方法の開発、医療従事者及び患者・国民への啓発の単なる情報発信のみならず、効果的な手法の研究を推進するよう要請

(3) 国際保健医療協力

国際保健医療協力を推進するため、関係機関と連携し、以下の研究を推進する。

① 国際医療協力の効果的な推進に必要な研究

世界的な健康格差の是正に向け、国際保健医療協力を効果的に行うために必要な研究を推進する。

② 国際保健のネットワークの強化に必要な研究

国内外の関係機関等との情報共有及び共同事業の実施等諸協力を推進するため、国際保健分野のネットワーク強化に必要な研究を実施する。

独立行政法人国立成育医療研究センター中期目標（案）

前文	52
第1 中期目標の期間	53
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	53
1. 研究・開発に関する事項	53
(1) 臨床を志向した研究・開発の推進	53
(2) 病院における研究・開発の推進	53
(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	54
2. 医療の提供に関する事項	54
3. 人材育成に関する事項	54
4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項	54
5. 国への政策提言に関する事項	55
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	55
第3 業務運営の効率化に関する事項	55
1. 効率的な業務運営に関する事項	55
2. 電子化の推進	56
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	56
第4 財務内容の改善に関する事項	56
1. 自己収入の増加に関する事項	57
2. 資産及び負債の管理に関する事項	57
第5 その他業務運営に関する重要事項	57
1. 施設・設備整備に関する事項	57
2. 人事の最適化に関する事項	57
3. その他の事項	57
(別紙) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	59
1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	59
2. 具体的方針	59
(1) 疾病に着目した研究	59
(2) 均てん化に着目した研究	60

## 独立行政法人国立成育医療研究センター中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立成育医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。

平成 22 年 月 日

厚生労働大臣 長 妻 昭

### 前文

我が国においては、世界に例を見ない、急速な少子高齢化が進行しており、国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。

このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出していかなくてはならない。

独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）は、受精、妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至る、リプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患に対する研究と医療を推進する目的で平成 14 年に設立された国立成育医療センターを前身とする。同時にこの新しい医療を担う人材の育成、この領域に関する情報の収集及び発信並びに政策提言の役割も担っている。

こうした役割を果たすため、センターは、病院と研究所が一体となり、疾病に悩む患者や家族に対し、安全性と有効性を十分に検証した上で高度先駆的医療の開発と提供を行うとともに、小児救急医療、周産期医療を含めた成育医療全般に関して、チーム医療、継続的医療に配慮したモデルを確立し、これらを全国的に展開していくことが求められている。

#### 【上記の内容の要点】

世界から研究者を呼べるような、世界一のセンターを目指すため、研究・開発や人材育成に関し、国際水準の成果を生み出すことを要請

## 第1 中期目標の期間

センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。

## 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 研究・開発に関する事項

#### (1) 臨床を志向した研究・開発の推進

高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。

##### ① 研究所と病院等、センター内の連携強化

#### 【上記の内容の要点】

「独立行政法人ガバナンス検討チーム」においても指摘されている、風通しの悪さや組織の縦割りの払拭を要請

##### ② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携

#### 【上記の内容の要点】

国内外の研究者と連携しつつ、「新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）」において求められている、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発を推進するよう、国内外の産業界、研究機関等との連携を要請

##### ③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備

##### ④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進

#### (2) 病院における研究・開発の推進

治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための

基盤の整備に努めること。

**【上記の内容の要点】**

**厳格な倫理審査や、患者への十分な説明等高い倫理性、透明性をもって治験等臨床研究を行うよう要請**

**(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進**

これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。

**2. 医療の提供に関する事項**

我が国における成育医療の中核的な医療機関として、「子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定）」に定める「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会」の構築を目指し、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。

また、成育医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。

患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、信頼関係を構築し、また、治療の選択の自己決定を行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。

**【上記の内容の要点】**

**患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を要請**

周産期・小児医療において、関係医療機関と連携し、妊産婦、周産期における母児、小児の広範な救急医療に対して、質の高い医療の提供を行うこと。

**3. 人材育成に関する事項**

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、成育医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

**4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項**

センター及び都道府県における中核的な医療機関等間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。

**【上記の内容の要点】**

センターが都道府県の中核的な医療機関等との密接な連携の下に、ネットワークの中心として高度先駆的医療の普及及び医療の標準化等適切な機能を果たすよう、要請

情報発信にあたっては、国内外の成育医療に関する知見を収集及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。

**【上記の内容の要点】**

患者やその家族、国民が正確な成育医療の情報を入手できるよう、科学的根拠に基づく情報提供を要請

**5. 国への政策提言に関する事項**

医療政策をより強固な科学的根拠に基づいたものにするため、及び医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。

**6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項**

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

我が国における成育医療の中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。

**第3 業務運営の効率化に関する事項**

**1. 効率的な業務運営に関する事項**

業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。

**【上記の内容の要点】**

**硬直的な組織運営とならないよう、弾力的な組織の改廃を要請**

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

- ① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し
- ② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化
- ③ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保

**【上記の内容の要点】**

**効率的な運営のための手法を具体的な項目をあげ、要請**

## 2. 電子化の推進

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を推進し、情報を経営分析等に活用すること。

推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。

## 3. 法令遵守等内部統制の適切な構築

入札及び契約事務の公正性及び透明性の確保を含む法令遵守（コンプライアンス）等内部統制を適切に構築すること。

特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。

**【上記の内容の要点】**

**契約について具体的に例示しながら、内部統制の適切な構築を要請**

## 第4 財務内容の改善に関する事項

「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

## 1. 自己収入の増加に関する事項

成育医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

## 2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行ない、固定負債（長期借入金の残高）が運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

### 【上記の内容の要点】

経営者の視点に立って、中期目標の期間における財務内容の改善や、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入、中・長期的に固定負債（長期借入金）の適正化等、健全な運営に努めることを要請

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1. 施設・設備整備に関する事項

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

### 2. 人事の最適化に関する事項

センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。

また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。

### 【上記の内容の要点】

人事に関して、年功序列を廃し、能力・実績本位の人材登用等を確立するよう努めることや、これまでの人事にとられない人材交流の促進等により、若い人が生き生き仕事できる環境の整備を要請

### 3. その他の事項

中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるよう

に努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。

ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。

**【上記の内容の要点】**

国立がん研究センター、国立循環器病研究センター理事長公募時に、理事長選定に際して求められている事項として取りまとめた、運営理念への取り組みを要請

## (別紙) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

### 1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

少子化が急激に進むなか、次世代を担う子どもとその家族の健康は国民的課題であり、センターに期待される役割は極めて大きい。

こうした状況の下、センターは、母性・父性及び乳児・幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育疾患」という。）に関し、遺伝性・先天性疾患、稀少性疾患等解決が困難とされる疾患に対する医療を含め、成育医療における諸問題を一つ一つ克服していくことが求められている。

このため、センターは、成育医療におけるイノベーションの創造と活用を図り、画期的な予防・診断・治療法等の開発を目指した研究・開発を推進していくこと。

その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。

#### 【上記の内容の要点】

主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化することを要請

### 2. 具体的方針

#### (1) 疾病に着目した研究

##### ① 成育疾患の本態解明

科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、成育医療に係る疾患のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。

##### ② 成育疾患の実態把握

我が国の成育疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究によるリスク・予防要因の究明等、成育疾患の実態把握に資する研究を推進する。

##### ③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進

成育疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。

また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。

また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。

#### ④ 医薬品及び医療機器の開発の推進

「新成長戦略（基本方針）（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発の推進が求められている。

この趣旨を踏まえ、成育疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む）、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指す研究を推進する。

また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。

これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図ること。

#### 【上記の内容の要点】

新成長戦略において推進が求められている、革新的な医薬品、医療技術の研究開発について、難病に対する研究のような、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の推進を要請するとともに、数値目標を本項目に設定

### （2）均てん化に着目した研究

#### ① 医療の均てん化手法の開発の推進

関係学会等との連携を図り、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。

成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった

教育・研修方法の開発を推進する。

② 情報発信手法の開発

成育医療に関する正しい理解の促進のため、医療従事者及び患者・国民への啓  
発手法の研究を推進する。

**【上記の内容の要点】**

成育医療に対する正しい理解の促進のため、診断・治療ガイドライン等の  
作成及び普及に寄与する研究、系統だった教育・研修方法の開発、医療従  
事者及び患者・国民への啓発の単なる情報発信のみならず、効果的な手法  
の研究を推進するよう要請

## 独立行政法人国立長寿医療研究センター中期目標（案）

前文	64
第1 中期目標の期間	65
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	65
1. 研究・開発に関する事項	65
(1) 臨床を志向した研究・開発の推進	65
(2) 病院における研究・開発の推進	66
(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	66
2. 医療の提供に関する事項	66
3. 人材育成に関する事項	67
4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項	67
5. 国への政策提言に関する事項	67
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	67
第3 業務運営の効率化に関する事項	68
1. 効率的な業務運営に関する事項	68
2. 電子化の推進	68
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	68
第4 財務内容の改善に関する事項	69
1. 自己収入の増加に関する事項	69
2. 資産及び負債の管理に関する事項	69
第5 その他業務運営に関する重要事項	69
1. 施設・設備整備に関する事項	69
2. 人事の最適化に関する事項	69
3. その他の事項	70
(別紙) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	71
1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	71
2. 具体的方針	71
(1) 疾病に着目した研究	71
(2) 均てん化に着目した研究	72

## 独立行政法人国立長寿医療研究センター中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立長寿医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。

平成 22 年 月 日

厚生労働大臣 長 妻 昭

### 前文

我が国においては、世界に例を見ない、急速な少子高齢化が進行しており、国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。

このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出していかなくてはならない。

独立行政法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）は、平成 16 年に老化メカニズム及び老年病発症機序の解明を目指す基礎及び臨床研究並びに高齢者に特有な疾病に関する包括的な医療、看護、リハビリテーション等の体制確立及び推進等を目的として設置された国立長寿医療センターを前身とする。

急速に進展する高齢社会を豊かで活力に満ちたものとするためには、高齢者に対する医療の充実とともに老年医学及び老年学に関する研究基盤及びネットワークの整備拡充が必要不可欠である。

また、「新成長戦略（基本方針）（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）」（以下、「新成長戦略」という。）においては、超高齢社会に対応した社会システムを構築し、すべての高齢者が家族と社会のつながりの中で生涯に渡り生活を楽しむことのできる社会の構築を目指すこととされている。

センターは、老人保健及び福祉とも連携し、積極的な情報収集及び成果等の世界への情報発信、長寿医療の普及に向けた人材育成のための教育及び研修並びに得られた成果に基づく積極的な政策提言を行っていくことで健康長寿社会の実現にその役割を果たす

ことが求められている。

**【上記の内容の要点】**

「新成長戦略（基本方針）（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）」にある「すべての高齢者が家族と社会のつながりの中で生涯に渡り生活を楽しむことのできる社会」の構築を目指し、研究・開発や人材育成に関し、国際水準の成果を生み出すことを要請

**第 1 中期目標の期間**

センターの中期目標の期間は、平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 5 年間とする。

**第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項**

**1. 研究・開発に関する事項**

**(1) 臨床を志向した研究・開発の推進**

高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。

**① 研究所と病院等、センター内の連携強化**

**【上記の内容の要点】**

「独立行政法人ガバナンス検討チーム」においても指摘されている、風通しの悪さや組織の縦割りの払拭を要請

**② 「革新的医薬品・医療機器創出のための 5 か年戦略」（平成 19 年 4 月 26 日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携**

**【上記の内容の要点】**

国内外の研究者と連携しつつ、「新成長戦略」において求められている、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発を推進するよう、国内外の産業界、研究機関等との連携を要請

③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備

④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進

## (2) 病院における研究・開発の推進

治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。

### 【上記の内容の要点】

厳格な倫理審査や、患者への十分な説明等高い倫理性、透明性をもって治験等臨床研究を行うよう要請

## (3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。

## 2. 医療の提供に関する事項

我が国における長寿医療の中核的な医療機関として、「高齢社会対策大綱（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定）」に定める「国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会」の構築を目指し、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。

また、長寿医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。

患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者自身が治療の選択の自己決定を行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。

### 【上記の内容の要点】

患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を要請

認知症患者、家族を支援するための医療体制を構築するとともに、医療と介護の連

携を推進すること。

高齢者の在宅療養生活を支援し、切れ目のない医療の提供を行うため、モデル的な在宅医療支援を提供すること。

患者に対するインフォームドコンセント等におけるモデル的な終末期医療の提供を行うこと。

### 3. 人材育成に関する事項

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、長寿医療及びその研究、特にトランスレーショナルリサーチを推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

### 4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。

#### 【上記の内容の要点】

センターが都道府県の中核的な医療機関等との密接な連携の下に、ネットワークの中心として高度先駆的医療の普及及び医療の標準化等適切な機能を果たすよう、要請

情報発信にあたっては、国内外の長寿医療に関する知見を収集及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。

#### 【上記の内容の要点】

患者・国民が正確な長寿医療の情報を入手できるよう、科学的根拠に基づく情報提供を要請

### 5. 国への政策提言に関する事項

医療政策をより強固な科学的根拠に基づいたものにするため、及び医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。

### 6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

我が国における長寿医療の中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。

### 第3 業務運営の効率化に関する事項

#### 1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。

#### 【上記の内容の要点】

硬直的な組織運営とならないよう、弾力的な組織の改廃を要請

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

- ① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し
- ② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化
- ③ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保

#### 【上記の内容の要点】

効率的な運営のための手法を具体的な項目をあげ、要請

#### 2. 電子化の推進

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を推進し、情報を経営分析等に活用すること。

推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。

#### 3. 法令遵守等内部統制の適切な構築

入札及び契約事務の公正性及び透明性の確保を含む法令遵守（コンプライアンス）

等内部統制を適切に構築すること。

特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。

**【上記の内容の要点】**

**契約について具体的に例示しながら、内部統制の適切な構築を要請**

**第4 財務内容の改善に関する事項**

「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

**1. 自己収入の増加に関する事項**

精神・神経疾患等に対する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

**2. 資産及び負債の管理に関する事項**

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行ない、固定負債（長期借入金の残高）が運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

**【上記の内容の要点】**

**経営者の視点に立って、中期目標の期間における財務内容の改善や、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入、中・長期的に固定負債（長期借入金）の適正化等、健全な運営に努めることを要請**

**第5 その他業務運営に関する重要事項**

**1. 施設・設備整備に関する事項**

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

**2. 人事の最適化に関する事項**

センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。

また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優

秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。

**【上記の内容の要点】**

人事に関して、年功序列を廃し、能力・実績本位の人材登用等を確立するよう努めることや、これまでの人事にとられない人材交流の促進等により、若い人が生き生き仕事できる環境の整備を要請

**3. その他の事項**

中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。

ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。

**【上記の内容の要点】**

国立がん研究センター、国立循環器病研究センター理事長公募時に、理事長選定に際して求められている事項として取りまとめた、運営理念への取り組みを要請

## (別紙) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

### 1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）を克服するため、センターは、病院、研究所の連携を基盤としながら、国内外の医療機関、研究機関との共同研究の一層の推進を図りつつ、認知症や運動器疾患等加齢に伴う疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発までを総合的に進めていくこと。

その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。

#### 【上記の内容の要点】

主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化することを要請

### 2. 具体的方針

#### (1) 疾病に着目した研究

##### ① 加齢に伴う疾患の本態解明

科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、アルツハイマー病や骨粗鬆症等加齢に伴う疾患のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。

##### ② 加齢に伴う疾患の実態把握

我が国の加齢に伴う疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究による加齢に伴う疾患のリスク・予防要因の究明等、加齢に伴う疾患の実態把握に資する研究を推進する。

##### ③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進

加齢に伴う疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。

また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。

また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。

#### ④ 医薬品及び医療機器の開発の推進

新成長戦略においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発の推進が求められている。

この趣旨を踏まえ、加齢に伴う疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む）、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。

また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。

これらにより平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の10%以上の増加を図ること。

#### 【上記の内容の要点】

新成長戦略において推進が求められている、革新的な医薬品、医療技術の研究開発について、難病に対する研究のような、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の推進を要請するとともに、数値目標を本項目に設定

### (2) 均てん化に着目した研究

#### ① 医療の均てん化手法の開発の推進

関係学会等との連携を図り、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。

長寿医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。

#### ② 情報発信手法の開発

長寿医療に対する正しい理解の促進のため、医療従事者及び患者・国民への啓

発手法の研究を推進する。

**【上記の内容の要点】**

長寿医療に対する正しい理解の促進のため、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究、系統だった教育・研修方法の開発、医療従事者及び患者・国民への啓発の単なる情報発信のみならず、効果的な手法の研究を推進するよう要請

# 国立高度専門医療研究センター中期目標（案）

独立行政法人国立がん研究センター中期目標(案)	独立行政法人国立循環器病研究センター中期目標(案)	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター中期目標(案)	独立行政法人国立国際医療研究センター中期目標(案)	独立行政法人国立成育医療研究センター中期目標(案)	独立行政法人国立長寿医療研究センター中期目標(案)
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立がん研究センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p>平成22年○月○日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 長妻 昭</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立循環器病研究センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p>平成22年○月○日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 長妻 昭</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p>平成22年○月○日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 長妻 昭</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立国際医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p>平成22年○月○日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 長妻 昭</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立成育医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p>平成22年○月○日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 長妻 昭</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立長寿医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p>平成22年○月○日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 長妻 昭</p>
<p><b>前文</b></p>	<p><b>前文</b></p>	<p><b>前文</b></p>	<p><b>前文</b></p>	<p><b>前文</b></p>	<p><b>前文</b></p>
<p>我が国においては、世界に例を見ない、急速な少子高齢化が進行しており、国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出していかななくてはならない。</p> <p>独立行政法人国立がん研究センター(以下「センター」という。)は、昭和37年に我が国のがん対策の要と</p>	<p>我が国においては、世界に例を見ない、急速な少子高齢化が進行しており、国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出していかななくてはならない。</p> <p>独立行政法人国立循環器病研究センター(以下「センター」という。)は、昭和52年に国立高度専門医療</p>	<p>我が国においては、世界に例を見ない、急速な少子高齢化が進行しており、国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出していかななくてはならない。</p> <p>独立行政法人国立精神・神経医療研究センター(以下「センター」という。)は、国際的にも稀な精神医学</p>	<p>我が国においては、世界に例を見ない、急速な少子高齢化が進行しており、国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出していかななくてはならない。</p> <p>独立行政法人国立国際医療研究センター(以下「センター」という。)は、平成5年に我が国における保健</p>	<p>我が国においては、世界に例を見ない、急速な少子高齢化が進行しており、国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出していかななくてはならない。</p> <p>独立行政法人国立成育医療研究センター(以下「センター」という。)は、受精、妊娠に始まって、胎児</p>	<p>我が国においては、世界に例を見ない、急速な少子高齢化が進行しており、国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出していかななくてはならない。</p> <p>独立行政法人国立長寿医療研究センター(以下「センター」という。)は、平成16年に老化メカニズム及び</p>

<p>して設立された国立がんセンターを前身とする。</p> <p>センターは、「がん対策基本法」(平成18年法律第98号)及び「がん対策推進基本計画」(平成19年6月15日閣議決定)に基づき、センターが有する医療、研究、人材育成及び情報発信等の機能を相互に連携させ、その能力を効果的に発揮するとともに、独立行政法人制度のメリットを最大限活用し、我が国のがん対策の中核機関として日本のみならず世界への貢献を図り、世界をリードしていく責務がある。</p> <p>具体的には、センターが果たすべき使命を達成するため、がん克服に資する研究成果を継続的に生み出し、がんの原因及び本態解明を一層進め、予防法、革新的がん医療及び標準医療を開発するための研究に取り組むとともに、良質で安心な医療を提供し、人材育成及び情報発信等を担い、我が国のあるべきがん医療の政策を提言していくことが求められている。</p>	<p>センターとして設置された国立循環器病センターを前身とし、以来、循環器病の克服を目標に、研究、医療、人材育成等を推進してきた。</p> <p>循環器病は三大死因のうちの一つを占めるに至っており、その克服のための研究・開発と臨床応用は、国民の生命予後の飛躍的な改善に資するものといえる。このため、国家戦略として、「健康増進法」(昭和14年法律第103号)、「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」及び「新健康フロンティア戦略」等に基づき、循環器病の克服に向けた取組が推進されている。</p> <p>センターにおいても、循環器医療の提供に必要な人材をはじめとするさまざまな資源が集積されており、近隣地域のみならず国内外の患者の生命を救ってきた。</p> <p>こうした中、センターは、循環器病における死に直結する疾病の治療法の開発、これらの疾病をもたらす生活習慣病等に伴う心血管病変等の予防並びに胎児期・小児期における循環器病の診断及び治療等、循環器病学の基礎的及び臨床的研究を推進し、その成果を高度かつ先駆的な医療の提供及び優れた人材の育成に活かすことにより、循環器病の克服に貢献していくことが求められている。</p>	<p>と神経学を総合的に実践する場として昭和61年に設置された国立精神・神経センターを前身とする。</p> <p>精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害(以下「精神・神経疾患等」という。)は、その克服に向けた国際的な取り組みにもかかわらず、国民の健康に大きな影響を与えており、積極的かつ重層的にその対策を進めていく必要がある。</p> <p>こうした中、センターは、国際的にも、精神・神経疾患等に係る医療水準を向上させるために、総合的な医療を実践するとともに、研究成果を高度先駆的医療に活かすことが求められている。</p>	<p>医療分野の国際協力を推進するため設置された国立国際医療センターを前身とし、以来、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を必要とするもの(以下「感染症その他の疾患」という。)及び国際保健医療協力を対象に中心的な役割を果たしてきた。</p> <p>また、平成20年には国立精神・神経センター国府台病院を統合し、その総合診療機能等を有効に活用することとした。</p> <p>センターには、これら設立の経緯を踏まえ、新興・再興感染症及びエイズ等の感染症、糖尿病・代謝性疾患、肝炎・免疫疾患並びに国際保健医療協力を重点分野とし、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するとともに、国際水準の医療を強化し、主要な診療科を網羅した総合的な医療提供体制の下に、チーム医療を前提とした全人的な高度専門・総合医療の実践及び均てん化並びに疾病の克服を目指す臨床開発研究を推進することが求められている。</p>	<p>期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至る、ライフサイクルによってつながれたライフサイクルに生じる疾患に対する研究と医療を推進する目的で平成14年に設立された国立成育医療センターを前身とする。同時にこの新しい医療を担う人材の育成、この領域に関する情報の収集及び発信並びに政策提言の役割も担っている。</p> <p>こうした役割を果たすため、センターは、病院と研究所が一体となり、疾病に悩む患者や家族に対し、安全性と有効性を十分に検証した上で高度先駆的医療の開発と提供を行うとともに、小児救急医療、周産期医療を含めた成育医療全般に関して、チーム医療、継続的医療に配慮したモデルを確立し、これらを全国的に展開していくことが求められている。</p>	<p>老年病発症機序の解明を目指す基礎及び臨床研究並びに高齢者に特有な疾病に関する包括的な医療、看護、リハビリテーション等の体制確立及び推進等を目的として設置された国立長寿医療センターを前身とする。</p> <p>急速に進展する高齢社会を豊かで活力に満ちたものとするためには、高齢者に対する医療の充実とともに老年医学及び老年学に関する研究基盤及びネットワークの整備拡充が必要不可欠である。</p> <p>また、「新成長戦略(基本方針)(平成21年12月30日閣議決定)」(以下、「新成長戦略」という。)においては、超高齢社会に対応した社会システムを構築し、すべての高齢者が家族と社会のつながりの中で生涯に渡り生活を楽しむことのできる社会の構築を目指すこととされている。</p> <p>センターは、老人保健及び福祉とも連携し、積極的な情報収集及び成果等の世界への情報発信、長寿医療の普及に向けた人材育成のための教育及び研修並びに得られた成果に基づく積極的な政策提言を行っていくことで健康長寿社会の実現にその役割を果たすことが求められている。</p>
<p><b>第1 中期目標の期間</b></p>	<p><b>第1 中期目標の期間</b></p>	<p><b>第1 中期目標の期間</b></p>	<p><b>第1 中期目標の期間</b></p>	<p><b>第1 中期目標の期間</b></p>	<p><b>第1 中期目標の期間</b></p>
<p>センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。</p>	<p>センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。</p>	<p>センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。</p>	<p>センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。</p>	<p>センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。</p>	<p>センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。</p>
<p><b>第2 国民に対して提供するサービス</b></p>	<p><b>第2 国民に対して提供するサービス</b></p>	<p><b>第2 国民に対して提供するサービス</b></p>	<p><b>第2 国民に対して提供するサービス</b></p>	<p><b>第2 国民に対して提供するサービス</b></p>	<p><b>第2 国民に対して提供するサービス</b></p>

スその他の業務の質の向上に関する事項	スその他の業務の質の向上に関する事項	スその他の業務の質の向上に関する事項	スその他の業務の質の向上に関する事項	スその他の業務の質の向上に関する事項	スその他の業務の質の向上に関する事項
1. 研究・開発に関する事項					
(1)臨床を志向した研究・開発の推進	(1)臨床を志向した研究・開発の推進	(1)臨床を志向した研究・開発の推進	(1)臨床を志向した研究・開発の推進	(1)臨床を志向した研究・開発の推進	(1)臨床を志向した研究・開発の推進
<p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p> <p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p> <p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p> <p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p> <p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p> <p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p> <p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p> <p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p> <p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p> <p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p> <p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p> <p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p> <p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>
(2)病院における研究・開発の推進	(2)病院における研究・開発の推進	(2)病院における研究・開発の推進	(2)病院における研究・開発の推進	(2)病院における研究・開発の推進	(2)病院における研究・開発の推進
<p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>
(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進
<p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を</p>	<p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を</p>	<p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を</p>	<p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を</p>	<p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を</p>	<p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を</p>

着実に推進すること。	着実に推進すること。	着実に推進すること。	着実に推進すること。	着実に推進すること。	着実に推進すること。
<b>2. 医療の提供に関する事項</b>	<b>2. 医療の提供に関する事項</b>	<b>2. 医療の提供に関する事項</b>	<b>2. 医療の提供に関する事項</b>	<b>2. 医療の提供に関する事項</b>	<b>2. 医療の提供に関する事項</b>
<p>我が国におけるがんに対する中核的な医療機関として、がん対策推進基本計画に掲げられた、「がんによる死亡者の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」という目標を達成するため、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、がんに対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p> <p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者自身が治療の選択の自己決定を行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p> <p>緩和医療については、がん患者とその家族が質の高い療養生活を送ることができるよう、治療の</p>	<p>我が国における循環器病に対する中核的な医療機関として、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、循環器病に対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p> <p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者自身が治療の選択の自己決定を行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p> <p>臓器移植ネットワークにおける移植実施施設として臓器移植法に基づく移植医療を適切に行うこ</p>	<p>我が国における精神・神経疾患等に対する中核的な医療機関として、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、精神・神経疾患等に対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p> <p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者自身が治療の選択の自己決定を行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p> <p>医療観察法対象者に対して、研究部門と連携し、退院後の地域生活への安全で円滑な移行を</p>	<p>我が国における感染症その他の疾患に対する中核的な医療機関として、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、高齢化社会が進展する中で、課題となっている病気の複合化、併存化に対し、臓器別、疾病別のみならず、患者全体を見る全人的な医療を前提に、総合医療を基盤とした感染症その他の疾患に対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p> <p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者自身が治療の選択の自己決定を行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p> <p>特定感染症指定医療機関として、感染症指定医療機関等と連携し、感染症の患者に対する医</p>	<p>我が国における成育医療の中核的な医療機関として、「子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)」に定める「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会」の構築を目指し、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、成育医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p> <p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、信頼関係を構築し、また、治療の選択の自己決定を行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p> <p>子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するとともに、全国の拠点</p>	<p>我が国における長寿医療の中核的な医療機関として、「高齢社会対策大綱(平成13年12月28日閣議決定)」に定める「国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会」の構築を目指し、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、長寿医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p> <p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者自身が治療の選択の自己決定を行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p> <p>認知症患者、家族を支援するための医療体制を構築するとともに、医療と介護の連携を推進する</p>

<p>初期段階から緩和ケアを提供できる体制を整備すること。</p>	<p>と。</p>	<p>支援する質の高い医療の提供を行うこと。</p> <p>重症心身障害児(者)に対して、心身の発達を促す医療及び様々な合併症を予防する総合的医療等、質の高い医療の提供を行うこと。</p>	<p>療の提供を着実にを行うこと。</p>	<p>病院等との連携を推進すること。</p> <p>周産期・小児医療において、関係医療機関と連携し、妊産婦、周産期における母児、小児の広範な救急医療に対して、質の高い医療の提供を行うこと。</p>	<p>こと。</p> <p>高齢者の在宅療養生活を支援し、切れ目のない医療の提供を行うため、モデル的な在宅医療支援を提供すること。</p> <p>患者に対するインフォームドコンセント等におけるモデル的な終末期医療の提供を行うこと。</p>
<p><b>3. 人材育成に関する事項</b></p>	<p><b>3. 人材育成に関する事項</b></p>	<p><b>3. 人材育成に関する事項</b></p>	<p><b>3. 人材育成に関する事項</b></p>	<p><b>3. 人材育成に関する事項</b></p>	<p><b>3. 人材育成に関する事項</b></p>
<p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、がんに対する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、循環器病に対する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、精神・神経疾患等に対する医療及び研究、特にトランスレーショナルリサーチを推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、総合的な医療を基盤として、感染症その他の疾患に対する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、成育医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、長寿医療及びその研究、特にトランスレーショナルリサーチを推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>
<p><b>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</b></p>	<p><b>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</b></p>	<p><b>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</b></p>	<p><b>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</b></p>	<p><b>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</b></p>	<p><b>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</b></p>
<p>センター及び都道府県がん診療連携拠点病院等間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、国内外のがんに関する知見を収集及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、国内外の循環器病に関する知見を収集及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>センター及び都道府県における中核的な医療機関等間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、国内外の精神・神経疾患等に関する知見を収集及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、国内外の感染症その他の疾患に関する知見を収集及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、国内外の成育医療に関する知見を収集及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、国内外の長寿医療に関する知見を収集及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>

<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づいたものにするため、及び医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づいたものにするため、及び医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づいたものにするため、及び医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づいたものにするため、及び医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づいたものにするため、及び医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づいたものにするため、及び医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>
<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>
<p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p> <p>我が国におけるがんに対する中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>	<p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p> <p>我が国における循環器病に対する中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>	<p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p> <p>我が国における精神・神経疾患等に対する中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>	<p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p> <p>我が国の国際保健医療協力の中核的機関として、感染症その他の疾患に関する専門的な医療及び国際保健医療協力等の向上を図るとともに、これらに対する調査及び研究並びに技術者の研修を行うこと。</p> <p>IIIV 裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行うこと。</p> <p>また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成18年厚生労働省告示第89号)に基づき、エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図ること。</p> <p>国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として、看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を</p>	<p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p> <p>我が国における成育医療の中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>	<p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p> <p>我が国における長寿医療の中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>

			行うこと。		
<b>第3 業務運営の効率化に関する事項</b>					
<b>1. 効率的な業務運営に関する事項</b>					
<p>業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p> <p>② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化</p> <p>③ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保</p>	<p>業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p> <p>② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化</p> <p>③ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保</p>	<p>業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p> <p>② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化</p> <p>③ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保</p>	<p>業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p> <p>② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化</p> <p>③ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保</p>	<p>業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p> <p>② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化</p> <p>③ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保</p>	<p>業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p> <p>② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化</p> <p>③ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保</p>
<b>2. 電子化の推進</b>					
<p>業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を推進し、情報を経営分析等に活用すること。</p> <p>推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。</p>					
<b>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</b>					
<p>入札及び契約事務の公正性及び透明性の確保を含む法令遵守（コンプライアンス）等内部統制を適切に構築すること。</p> <p>特に契約については、原則とし</p>					

て一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。	て一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。	て一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。	て一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。	て一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。	て一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。
<b>第4 財務内容の改善に関する事項</b>					
「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。					
<b>1. 自己収入の増加に関する事項</b>					
がんに対する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。	循環器病に対する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。	精神・神経疾患等に対する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。	感染症その他の疾患及び国際保健医療協力に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。	成育医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。	長寿医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。
<b>2. 資産及び負債の管理に関する事項</b>	<b>2. 資産及び負債の管理に関する事項</b>	<b>3. 資産及び負債の管理に関する事項</b>	<b>2. 資産及び負債の管理に関する事項</b>	<b>2. 資産及び負債の管理に関する事項</b>	<b>2. 資産及び負債の管理に関する事項</b>
センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行ない、固定負債(長期借入金の残高)が運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。	センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行ない、固定負債(長期借入金の残高)が運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。	センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行ない、固定負債(長期借入金の残高)が運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。	センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行ない、固定負債(長期借入金の残高)が運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。	センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行ない、固定負債(長期借入金の残高)が運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。	センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行ない、固定負債(長期借入金の残高)が運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。
<b>第5 その他業務運営に関する重要事項</b>					
<b>1. 施設・設備整備に関する事項</b>					
施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。	施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。	施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。	施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。	施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。	施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。
<b>2. 人事の最適化に関する事項</b>					

<p>センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。</p> <p>また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。</p>					
<p>3. その他の事項</p>					
<p>中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。</p> <p>ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の見解を聞くよう、努めること。</p>					

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進(別紙)	担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進(別紙)	担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進(別紙)	担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進(別紙)	担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進(別紙)	担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進(別紙)
1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	1. 重点的な研究・開発戦略の考え方
<p>がんは単一の疾患ではなく、その原因、宿主背景因子、本態となる遺伝子異常、病態、病期及び治療応答性等において極めて多様な様相を呈することが明らかにされている。その罹患率及び死亡率を抑制するためには、基礎研究、公衆衛生研究及び臨床研究の各分野において高度先駆的な研究・開発を展開するとともに、これら3大分野の有機的な連携に基づく、我が国における総合的研究戦略として推進することが極めて重要である。</p> <p>このため、がんの原因・本態解明、予防・診断・治療法の基盤となる技術の開発等基礎研究の成果を、公衆衛生研究及び臨床研究に応用し、より優れた予防・診断・治療法の開発に結びつけるとともに、公衆衛生研究及び臨床研究において見出された疑問、仮説を基礎研究の課題として積極的に取り上げる等、双方向性の橋渡し研究を進めていく必要がある。</p> <p>また、これら研究の方向性及びその成果を的確に評価するためにはまず、がんの実態を把握し、分析する研究が欠かせない。ついで、発生したがんに対する高度先駆的診療技術の開発、日本人のがん罹患率を低減させる一次</p>	<p>循環器病は我が国の三大死因のうちの二つを占めるに至っており、また、健康で元気に暮らせる期間(健康寿命)の延伸に大きな障害になっているのが、循環器病である。</p> <p>こうした中、センターは、循環器病の克服を目指した高度先駆的な医療の研究・開発を行い、我が国の医療水準全体を向上させる役割を期待されている。</p> <p>このため、センターは、研究組織の更なる改善及び企業、大学等との連携体制をより充実させるとともに、基礎研究から橋渡し研究さらに臨床応用までを包括的かつ統合的に推進していくことで、循環器病の克服に資する新たな予防・診断・治療技術の開発を進めていくこと。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p>	<p>センターは、中期目標期間において、研究成果を高度先駆的医療及び保健医療政策に活かすため、以下に挙げる研究のテーマ等について取り組むこと。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p>	<p>近年におけるグローバル化の著しい進展に伴い、世界規模での新興・再興感染症の蔓延やアウトブレイクが危惧されるほか、健康指標の地域間格差の拡大と貧困が深刻化する一方、途上国が近代化を進める中でライフスタイルの変化に伴う糖尿病等生活習慣病の激増も大きな問題となってきている。</p> <p>このため、センターは、エビデンスを着実に創出し、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するため、国際保健医療協力を軸とし、感染症その他の疾患を中心課題として、病院、国際医療協力局、研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療機関、研究機関との共同研究の一層の推進を図ること。</p> <p>また、感染症その他の疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的に進めていくとともに、国際保健医療協力に関する研究を推進すること。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、セ</p>	<p>少子化が急激に進むなか、次世代を担う子どもとその家族の健康は国民的課題であり、センターに期待される役割は極めて大きい。</p> <p>こうした状況の下、センターは、母性・父性及び乳児・幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの(以下「成育疾患」という。)に関し、遺伝性・先天性疾患、稀少性疾患等解決が困難とされる疾患に対する医療を含め、成育医療における諸問題を一つ一つ克服していくことが求められている。</p> <p>このため、センターは、成育医療におけるイノベーションの創造と活用を図り、画期的な予防・診断・治療法等の開発を目指した研究・開発を推進していくこと。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p>	<p>加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの(以下「加齢に伴う疾患」という。)を克服するため、センターは、病院、研究所の連携を基盤としながら、国内外の医療機関、研究機関との共同研究の一層の推進を図りつつ、認知症や運動器疾患等加齢に伴う疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発までを総合的に進めていくこと。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p>

<p>予防法の開発、検診等早期発見による二次予防法の科学的評価と開発が求められる。さらに、このようにして開発されたがんの予防・検診・診断・治療法の均てん化を図るための研究及び対策を展開する必要がある。</p> <p>センターにおいては、これらの研究課題について、センター内各部門の連携はもとより、国内外の医療機関、研究機関等との一層の連携を図り、総合的な取り組みを進めていくこと。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p>			<p>ンターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p>		
<b>2. 具体的方針</b>	<b>2. 具体的方針</b>	<b>2. 具体的方針</b>	<b>2. 具体的方針</b>	<b>2. 具体的方針</b>	<b>2. 具体的方針</b>
(1) 疾病に着目した研究	(1) 疾病に着目した研究	(1) 疾病に着目した研究	(1) 疾病に着目した研究	(1) 疾病に着目した研究	(1) 疾病に着目した研究
① がんの原因、発生・進展のメカニズムの解明	① 循環器病の本態解明	① 精神・神経疾患等の本態解明	① 感染症その他の疾患の本態解明	① 成育疾患の本態解明	① 加齢に伴う疾患の本態解明
<p>科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、がんの原因、発生・進展のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を行う。</p>	<p>科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、循環器病の疾病メカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p>	<p>科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、精神・神経疾患等の疾病メカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p>	<p>科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、感染症その他の疾患の疾病メカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p>	<p>科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、成育医療に係る疾患のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p>	<p>科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、アルツハイマー病や骨粗鬆症等加齢に伴う疾患のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p>
② がんの実態把握	② 循環器病の実態把握	② 精神・神経疾患等の実態把握	② 感染症その他の疾患の実態把握	② 成育疾患の実態把握	② 加齢に伴う疾患の実態把握
<p>各種がん登録による我が国のがんの罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、</p>	<p>我が国の循環器病の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究による</p>	<p>我が国の精神・神経疾患等の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研</p>	<p>我が国の感染症その他の疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学</p>	<p>我が国の成育疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究による</p>	<p>我が国の加齢に伴う疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究</p>

疫学研究によるがんのリスク・予防要因の究明等、がんの実態把握に資する研究を推進する。	循環器病のリスク・予防要因の究明等、循環器病の実態把握に資する研究を推進する。	究による精神・神経疾患等のリスク・予防要因の究明等、精神・神経疾患等の実態把握に資する研究を推進する。	研究による感染症その他の疾患のリスク・予防要因の究明等、感染症その他の疾患の実態把握に資する研究を推進する。	スク・予防要因の究明等、成育疾患の実態把握に資する研究を推進する。	による加齢に伴う疾患のリスク・予防要因の究明等、加齢に伴う疾患の実態把握に資する研究を推進する。
③ がんの本態解明に基づく高度先駆的医療、標準医療の向上に資する診断・治療技術及び有効ながん予防・検診法の開発の推進	③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進	③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進	③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進	③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進	③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進
<p>がんに対する高度先駆的な予防法、検診を含む早期診断法及び治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的診断及び治療法の確立に資する研究並びに有効ながん検診法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>がん患者に対する緩和医療の提供に関する研究及び地域医療等との連携による療養生活の質の向上と普及に関する研究を行うとともに、地域ぐるみの在宅医療を含めた医療システムのモデル開発を行う。</p> <p>また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。</p>	<p>循環器病に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防、診断、治療法に対する有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。</p> <p>また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。</p>	<p>精神・神経疾患等に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。</p> <p>また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。</p>	<p>感染症その他の疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防、診断、治療法に対する有効性の比較等、標準的な予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。</p> <p>また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。</p>	<p>成育疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。</p> <p>また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。</p>	<p>加齢に伴う疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。</p> <p>また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。</p>
④ 医薬品及び医療機器の開発の推進	④ 医薬品及び医療機器の開発の推進	④ 医薬品及び医療機器の開発の推進	④ 医薬品及び医療機器の開発の推進	④ 医薬品及び医療機器の開発の推進	④ 医薬品及び医療機器の開発の推進
「新成長戦略(基本方針)(平成21年12月30日閣議決定)」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術	「新成長戦略(基本方針)(平成21年12月30日閣議決定)」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術	「新成長戦略(基本方針)(平成21年12月30日閣議決定)」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術	「新成長戦略(基本方針)(平成21年12月30日閣議決定)」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術	「新成長戦略(基本方針)(平成21年12月30日閣議決定)」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術	新成長戦略においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発の推進が求められている。

<p>の研究開発の推進が求められている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、がんに関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験、臨床研究の実現を目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図ること。</p>	<p>の研究開発の推進が求められている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、循環器病に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図ること。</p>	<p>の研究開発の推進が求められている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、精神・神経疾患等に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図ること。</p>	<p>の研究開発の推進が求められている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、感染症その他の疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 10%以上の増加を図ること。</p>	<p>の研究開発の推進が求められている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、成育疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図ること。</p>	<p>この趣旨を踏まえ、加齢に伴う疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 10%以上の増加を図ること。</p>
(2)均てん化に着目した研究	(2)均てん化に着目した研究	(2)均てん化に着目した研究	(2)均てん化に着目した研究	(2)均てん化に着目した研究	(2)均てん化に着目した研究
① 医療の均てん化手法の開発の推進	① 医療の均てん化手法の開発の推進	① 医療の均てん化手法の開発の推進	① 医療の均てん化手法の開発の推進	① 医療の均てん化手法の開発の推進	① 医療の均てん化手法の開発の推進
<p>関係学会等との連携を図り、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>がんに対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p>	<p>関係学会等との連携を図り、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>循環器病に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p>	<p>関係学会等との連携を図り、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>精神・神経疾患等に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p>	<p>関係学会等との連携を図り、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>感染症その他の疾患に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p>	<p>関係学会等との連携を図り、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p>	<p>関係学会等との連携を図り、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>長寿医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p>
② 情報発信手法の開発	② 情報発信手法の開発	② 情報発信手法の開発	② 情報発信手法の開発	② 情報発信手法の開発	② 情報発信手法の開発

<p>がんに対する正しい理解の促進のため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>循環器病に対する正しい理解の促進のため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>精神・神経疾患等に対する正しい理解の促進のため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>感染症その他の疾患に対する正しい理解の促進のため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>成育医療に関する正しい理解の促進のため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>長寿医療に対する正しい理解の促進のため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>
			<p><b>(3)国際保健医療協力</b></p>		
			<p>国際保健医療協力を推進するため、関係機関と連携し、以下の研究を推進する。</p>		
			<p>① 国際医療協力の効果的な推進に必要な研究  世界的な健康格差の是正に向け、国際保健医療協力を効果的に行うために必要な研究を推進する。</p> <p>② 国際保健のネットワークの強化に必要な研究  国内外の関係機関等との情報共有及び共同事業の実施等諸協力を推進するため、国際保健分野のネットワーク強化に必要な研究を実施する。</p>		

## 厚生労働省独立行政法人評価委員会について

### 1. 独立行政法人とは

国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供等を実現する、という行政改革の基本理念を実現するため、政策の企画立案機能と実施機能とを分離し、事務・事業の内容・性質に応じてもっとも適切な組織・運営の形態を追求するとともに効率性の向上、質の向上及び透明性の確保を図るため、独立の法人格を有する独立行政法人を設置するもの。

企画立案機能		国
実施機能	国自ら主体となって直接実施しなければならないもの	国
	民間の主体に委ねた場合に当該事業が必ず実施される保証がなく、実施されないときには、国民生活や社会経済の安定に著しい支障を生じるもの	独立行政法人
	民間の主体に委ねることが可能なもの	民間

### 2. 独立行政法人のポイント

#### (1) 中期的目標管理と評価

独立行政法人ごとに3～5年の中期目標を定める。各法人は、中期目標の達成義務を負うが、そのための業務の運営は各法人に委ねられる。

一方、達成状況について、外部の委員により構成される独立行政法人評価委員会によって客観的な評価を受け、それに応じた見直しを行う。

#### (2) 財務に係る弾力化

「企業会計原則」を導入した「独立行政法人会計基準」を適用し、内部留保や移流用を認めるなど弾力的な運営を行う。

#### (3) 組織、人事管理の自律性

従来型の国の定員管理や組織管理手法の対象外とし、役員の公募や任期付き任用が可能となるなど、法人による自立的な運用となる。

#### (4) 情報の公開による透明性の確保

財務、業績、組織など独立行政法人の運営に関する幅広い事項について、積極的に公開する。

#### (5) 定期的な見直し

中期目標期間終了時に業績の評価等の結果を踏まえ、業務継続の必要性及び組織形態のあり方について見直しを行う。

※ 厚生労働省所管独立行政法人とその中期目標期間は別紙1参照

### 3. 独立行政法人評価委員会

#### (1) 設置・概要

国家行政組織法第8条機関（いわゆる審議会）として、独立行政法人を所管する府省ごとに1機関設置。

独立行政法人の業務の実績に関する評価を客観的・専門的見地から行うとともに、主務大臣が行う中期目標策定や業務方法書の認可に当たり意見を述べる。

#### (2) 審議事項

ア 独立行政法人業務初年度開始時、中期目標期間開始時等に行う事項

- 厚生労働大臣が中期目標を定め、又は変更するに当たり意見をいうこと
- 厚生労働大臣が中期計画の認可をするに当たり意見をいうこと
- 厚生労働大臣が業務方法書の認可をするに当たり意見をいうこと
- 役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に対し意見をいうこと

イ 毎事業年度終了時に行う事項

- 独立行政法人の各事業年度に業務の実績に関する評価を行うこと
- 財務諸表等の厚生労働大臣の承認に当たり意見をいうこと
- 損益計算における残余の処理の厚生労働大臣の承認に当たり意見をいうこと

ウ 中期目標期間終了時期に行う事項

- 独立行政法人の中期目標の期間の業務の実績に関する評価を行うこと
- 中期目標の期間の終了年度に、当該中期目標期間の業務の実績に関する暫定評価及び次期以降における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて意見をいうこと
- 積立金の処分の厚生労働大臣の承認に当たり意見をいうこと

エ その他必要に応じ行う事項

- 借入金等の厚生労働大臣の認可に当たり意見をいうこと
- 財産の処分等の厚生労働大臣の承認に当たり意見をいうこと
- 役員の退職金に係る業績勘案率の算定を行うこと

#### (3) 部会

厚生労働省の独立行政法人評価委員会では、法人の個別性に応じた審議を行えるよう各独立行政法人の類型ごとに幾つかの部会を設けており、審議案件に応じて「部会での議決を委員会での議決とするもの」と「（部会での議論を経て）委員会総会で議決するもの」に分け、迅速な対応が行えるようにしている（別紙2参照）。

部会の設置は委員会総会の決定事項である。また、部会に属すべき委員及び臨時委員は委員長が指名する（部会構成は別紙3参照）。

#### (4) 委員と臨時委員

厚生労働省の独立行政法人評価委員会では、各部会での審議と委員会総会での審議に参加いただく「委員」と各部会での審議に参加いただく「臨時委員」から構成している。

任期はいずれも2年間としており、任期途中で委員の交代があった場合には前任の残り任期が後任の任期となる。

#### (5) 起草委員と財務担当委員

各委員は一又は二の独立行政法人の主担当（起草委員）として、当該法人担当者及び厚労省担当者と調整しながら評価書案のとりまとめを行う。また、財務担当委員（主として公認会計士）には、その専門的見地から部会に属する法人の財務諸表等についてヒアリングを行い、意見案を作成する。

### 4. その他

#### (1) 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会

各府省に置かれる独立行政法人評価委員会が行った評価を専門的・客観的・中立的な立場からダブルチェックする第三者機関として総務省に「政策評価・独立行政法人評価委員会」（略して「政・独<sup>せい</sup>委<sup>どくい</sup>」という。）が設置されている。

政・独委においては、各府省の評価委員会が通知した独立行政法人の実績評価結果に基づいて評価を行い、二次意見として各府省の評価委員会あて通知している。

## 厚生労働省所管独立行政法人の中期目標期間

所管法人数: 16法人(うち共管2法人を含む)

	H13.4.1	H15.10.1 H16.3.1	H16.4.1	H17.4.1 H17.10.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1 H22.10.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1
国立健康・栄養研究所	平成13年4月1日～平成18年3月31日				平成18年4月1日～平成23年3月31日								
労働安全衛生総合研究所(注1)	平成13年4月1日～平成18年3月31日(注2)				平成18年4月1日～平成23年3月31日								
医薬基盤研究所				平成17年4月1日～平成22年3月31日									
国立病院機構			平成16年4月1日～平成21年3月31日				平成21年4月1日～平成26年3月31日						
医薬品医療機器総合機構			平成16年4月1日～平成21年3月31日				平成21年4月1日～平成26年3月31日						
福祉医療機構	平成15年10月1日～平成20年3月31日				平成20年4月1日～平成25年3月31日								
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	平成15年10月1日～平成20年3月31日				平成20年4月1日～平成25年3月31日								
労働者健康福祉機構			平成16年4月1日～平成21年3月31日				平成21年4月1日～平成26年3月31日						
勤労者退職金共済機構	平成15年10月1日～平成20年3月31日				平成20年4月1日～平成25年3月31日								
高齢・障害者雇用支援機構	平成15年10月1日～平成20年3月31日				平成20年4月1日～平成25年3月31日								
雇用・能力開発機構		平成16年3月1日～平成19年3月31日				平成19年4月1日～平成24年3月31日							
労働政策研究・研修機構	平成15年10月1日～平成19年3月31日				平成19年4月1日～平成24年3月31日								
水資源機構	平成15年10月1日～平成20年3月31日				平成20年4月1日～平成25年3月31日								
農業者年金基金	平成15年10月1日～平成20年3月31日				平成20年4月1日～平成25年3月31日								
年金積立金管理運用独立行政法人				平成18年4月1日～平成22年3月31日									
年金・健康保険福祉施設整理機構			平成17年10月1日～平成22年9月30日										

注1) 労働安全衛生総合研究所は、平成13年4月1日に設立された「産業安全研究所」と「産業医学総合研究所」を統合し、平成18年4月1日に設立された。

注2) この部分は、「産業安全研究所」と「産業医学総合研究所」の中期目標期間である。

注3) 網掛け部分は既に終了した中期目標期間である。

### 独立行政法人評価委員会の総会と部会の役割分担

独立行政法人評価委員会の審議事項については、法人の個別性に応じた迅速な対応を図るため、下記のとおり「総会の議決を必要とする事項」と「部会の議決を委員会の議決とする事項」に分けることとする。

ただし、共管法人であって他府省の主管に係るものについて、「総会の議決を必要とする事項」のうちⅠ及びⅡの事項に関しては、部会の議決を委員会の議決とする。

総会の議決を必要とする事項	部会の議決を委員会の議決とする事項
<b>Ⅰ 業務実績評価等に関する事項</b> (1) 中期目標期間の実績評価（通則法第34条第1項） (2) 中期目標期間の評価結果の法人及び総務省評価委員会への通知、法人に対する業務運営の改善その他の勧告（通則法第34条第3項） (3) その他委員会の決定等が求められる事項に関する基本的事項（独法個別法、法人諸規程）	<b>Ⅰ 業務実績評価等に関する事項</b> (1) 各事業年度の実績評価（通則法第32条第1項） (2) 各事業年度の評価結果の法人及び総務省評価委員会への通知、法人に対する業務運営の改善その他の勧告（通則法第32条第3項） (3) その他委員会の決定等が求められる事項（独法個別法、法人諸規程）
<b>Ⅱ 意見提出に関する事項</b> (1) 中期目標期間終了時の組織及び業務の全般にわたる検討に際しての意見提出（通則法第35条第2項）	<b>Ⅱ 意見提出に関する事項</b> (1) 業務方法書の認可、中期目標の策定・変更、中期計画の認可に際しての意見提出（通則法第28条第3項、第29条第3項、第30条第3項） (2) 財務諸表の承認、剰余金の使途の承認、短期借入金に係る認可、長期借入金及び債券発行に係る認可、財産の処分等の認可、役員報酬等の支給基準、積立金処分の承認に係る意見提出（通則法第38条第3項、第44条第4項、第45条第4項、第48条第2項、第53条第2項、独法個別法）
<b>Ⅲ 委員会の運営等に関する事項</b> (1) 運営規程等の制定・改正 (2) 評価基準の決定 (3) 部会等の設置と役割分担 (4) その他委員会の運営に関する基本的事項	<b>Ⅲ 部会の運営等に関する事項</b> (1) 評価基準の細則の決定 (2) その他部会の運営に関する事項

## 厚生労働省独立行政法人評価委員会部会構成・委員分属

平成22年2月19日現在

部会・法人名	委員名	臨時委員名
<b>調査研究部会</b> 国立健康・栄養研究所 労働安全衛生総合研究所 医薬基盤研究所	岩淵 勝好 東北福祉大学教授 清水 涼子 関西大学大学院会計研究科教授（公認会計士） ◎鈴木 友和 公立学校共済組合近畿中央病院名誉院長 武見 ゆかり 女子栄養大学栄養学部教授 田宮 菜奈子 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授 ◎田村 昌三 横浜国立大学客員教授／東京大学名誉教授	市川 厚 武庫川女子大学薬学部長／教授 酒井 一博 財団法人労働科学研究所常務理事・所長 中村 英夫 日本大学理工学部電子情報工学科教授 政安 静子 社会福祉法人新世会特別養護老人ホームいくり苑那珂副施設長
<b>高度専門医療研究部会</b> 国立がん研究センター 国立循環器病研究センター 国立精神・神経医療研究センター 国立国際医療研究センター 国立成育医療研究センター 国立長寿医療研究センター	内山 聖 新潟大学医学部小児科教授 猿田 享男 慶応義塾大学名誉教授 祖父江 元 名古屋大学大学院医学系研究科教授 永井 良三 東京大学大学院医学系研究科教授 和田 義博 公認会計士	夏目 誠 株式会社JR東日本リテールネット代表取締役社長 花井 誠 全国薬害被害者団体連絡協議会代表世話人 本田 麻由美 読売新聞東京本社社会保障部記者 三好 敏昭 日本製薬工業協会常務理事
<b>国立病院部会</b> 国立病院機構	◎猿田 享男 慶応義塾大学名誉教授 田極 春美 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社主任研究員 和田 義博 公認会計士 ◎渡辺 俊介 東京女子医科大学医学部客員教授	辻本 好子 特定非営利活動法人ささえあい医療人権センターCOML理事長 夏目 誠 株式会社JR東日本リテールネット代表取締役社長 山田 史 日本赤十字社事業局長
<b>医療・福祉部会</b> 医薬品医療機器総合機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	五十嵐 邦彦 公認会計士 ◎上野谷 加代子 同志社大学社会学部社会福祉学科教授 ◎大島 道子 静岡英和学院大学人間社会学部地域福祉学科教授 平井 みどり 神戸大学医学部附属病院薬剤部長・教授 真野 俊樹 多摩大学医療リスクマネジメント研究所教授	浅野 信久 株式会社大和総研新規産業調査部長 関 宏之 広島国際大学医療福祉学部教授 宗林 さおり 独立行政法人国民生活センター商品テスト部調査役 松原 由美 株式会社明治安田生活福祉研究所主任研究員
<b>労働部会</b> 労働者健康福祉機構 勤労者退職金共済機構 高齢・障害者雇用支援機構 雇用・能力開発機構 労働政策研究・研修機構	◎井原 哲夫 尚美学園大学総合政策学部教授 今村 肇 東洋大学経済学部総合政策学科教授 塚 秀人 神奈川県病院事業管理者／病院事業庁長 ◎篠原 榮一 公認会計士 寺山 久美子 大阪河崎リハビリテーション大学副学長 宮本 みち子 放送大学教養学部教授	小畑 史子 京都大学大学院地球環境学学准教授 川端 大二 川端人材開発研究所所長 中村 紀子 株式会社ポピンズコーポレーション代表取締役 松田 憲二 有限会社マツダ・ビジネス・コンサルティング代表取締役 本寺 大志 株式会社ヘイコンサルティンググループプリンシパル
<b>水資源部会</b> 水資源機構	◎御園 良彦 社団法人日本水道協会専務理事 ◎茂庭 竹生 東海大学名誉教授	水谷 昌弘 日本ダクタイトル鉄管協会常勤顧問／関西支部長
<b>年金部会</b> 農業者年金基金 年金積立金管理運用独立行政法人 年金・健康保険福祉施設整理機構	◎川北 英隆 京都大学大学院経営管理研究部教授 竹原 均 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 樋口 恵子 公認会計士 ◎山口 修 横浜国立大学経営学部教授	安達 茂夫 日本ブランド農業事業協同組合理事 大野 早苗 武蔵大学経済学部准教授 光多 長温 鳥取大学地域学部特任教授

委員長：井原 哲夫 委員長代理：猿田 享男

部会長…◎ 部会長代理…○

※猿田委員、和田委員、夏目臨時委員は高度専門医療研究部会及び国立病院部会を兼務

(50音順)

○ 独立行政法人通則法（平成十一年七月十六日法律第百三号）（抄）

第三章 業務運営

第一節 業務

（業務の範囲）

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

（業務方法書）

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。
- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
  - 二 業務運営の効率化に関する事項
  - 三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
  - 四 財務内容の改善に関する事項
  - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
  - 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
  - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
  - 四 短期借入金の限度額
  - 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
  - 六 剰余金の使途
  - 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

- 4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

- 第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

- 第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
  - 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
  - 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。
  - 5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べるることができる。

(中期目標に係る事業報告書)

- 第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

- 第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
  - 3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

- 第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
  - 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

## 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律 (平成20年法律第93号)の概要

現在6つある国立高度専門医療センターを、それぞれ平成22年度から非公務員型の独立行政法人へ移行させるため、所要の措置を講ずるもの。

### (1) 法人の名称

- (独) 国立がん研究センター                      (独) 国立循環器病研究センター  
(独) 国立精神・神経医療研究センター (独) 国立国際医療研究センター  
(独) 国立成育医療研究センター              (独) 国立長寿医療研究センター

※ これら6法人を総称して、以下「国立高度専門医療研究センター」という。

### (2) 法人の目的及び業務の範囲

国立高度専門医療研究センターは、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療に関し、①調査、研究及び技術の開発、②①に掲げる業務に密接に関連する医療の提供、③技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、特定の疾患等に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

### (3) 資本金

国立高度専門医療研究センターの資本金は、全額政府出資とし、出資額は、国立高度専門医療研究センターが国から承継する資産の額から負債の額を差し引いた額とする。

### (4) 長期借入金及び債券

国立高度専門医療研究センターは、施設整備等のために、長期借入金や債券を発行することができる。また、政府は、予算の範囲内において、国立高度専門医療センターの長期借入金及び債券に係る債務保証を行うことができる。

### (5) 緊急時の必要がある場合の厚生労働大臣の要求

厚生労働大臣は、災害発生や公衆衛生上の重大な危害発生等の緊急事態に対処するため必要があると認めるときは、国立高度専門医療研究センターに対し、必要な業務の実施を求めることができる。

### (6) 検討

政府は、施行後3年以内に、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ、国立高度専門医療研究センターの組織及び業務について、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### (7) 施行期日

平成22年4月1日 (一部は公布日等)

平成二十年十一月二十一日  
衆議院厚生労働委員会

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案に対する附帯決議

政府及び独立行政法人国立高度専門医療研究センターは、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 政府は、独立行政法人国立高度専門医療研究センターと独立行政法人制度との整合性についての検討を行い、その検討に当たっては研究開発法人制度についての検討も併せて行うものとする。
- 二 政府は、独立行政法人国立高度専門医療研究センターへの移行について、その進捗状況、課題などを明らかにし、新法人への移行前に国会へ報告を行うとともに必要な措置を講ずること。
- 三 政府は、独立行政法人国立高度専門医療研究センターに関わる長期債務をそれぞれの新法人が引き継ぐこととなると、その利払いや返済金の過大な負担により、新法人の本来目的である研究・診療の維持・拡充の妨げとなることのないよう必要な措置を講ずること。
- 四 独立行政法人国立高度専門医療研究センターは、厚生労働省の支援の下、新法人が、その本来目的である研究・診療の充実に真に資する事業計画策定や的確かつ迅速な意思決定等が行えるよう、新法人の権限、執行体制、人事、財務等の在り方について、現場の視点から綿密な検討を行い、新法人設立までに十分な準備を行うこと。

五 独立行政法人国立国際医療研究センター国府台病院及び独立行政法人国立長寿医療研究センターは、その求められた役割を適切に果たすことができるよう、その機能の強化を図るとともに、その業務の実績や社会的な評価を含む法の実施状況を勘案し、国はその存否についても検討を行い、必要に応じて財政的支援を含め所要の措置を講ずること。

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案に対する附帯決議

平成二十年十二月九日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、独立行政法人国立高度専門医療研究センターと独立行政法人制度との整合性についての検討を行い、その検討に当たっては研究開発法人制度についての検討も併せて行うものとする。

二、独立行政法人国立高度専門医療研究センターへの移行について、その進捗状況、課題などを明らかにし、新法人への移行前に国会へ報告を行うとともに必要な措置を講ずること。

三、独立行政法人国立高度専門医療研究センターの適切かつ安定的な運営及び研究開発の推進のため、国立高度専門医療研究センターに関わる長期債務をそれぞれの新法人が引き継ぐ場合には、その利払いや返済金の過大な負担により、新法人の本来目的である研究・診療の維持・拡充の妨げとなることのないようになるとともに、運営費交付金の確実な措置、積立金の取扱い及び人件費削減に係る規定の運用に対する配慮その他必要な措置を講ずること。

四、厚生労働省に設置される独立行政法人評価委員会及び総務省に設置される政策評価・独立行政法人評価委員会の委員の人選に当たっては、患者の声を代表する者、医療技術に関して学術経験を有する者を選定するなど幅広い人選を行うことにより、これらの委員会が独立行政法人国立高度専門医療研究センターの業務の実績を適切に評価できるよう十分配慮すること。

五、独立行政法人国立高度専門医療研究センターにおいて、原因が不明であったり、治療法が確立されていない特定疾患などの難病やHIV/AIDSなどを始めとする感染症に関する研究や医療の推進が図られるよう、一層の必要な措置を講ずること。

六、独立行政法人国立高度専門医療研究センターにおける医師、看護師等医療従事者の労働条件について十分配慮するとともに、国立高度専門医療研究センターとして求められる役割を果たすことができるよう、優秀な人材確保のための措置を講ずること。

七、独立行政法人国立高度専門医療研究センターが、都道府県の中核的な医療機関等との密接な連携の下に、政策医療ネットワークの中心として適切な機能を果たすことができるよう、政策医療ネットワークの更なる充実に取り組むこと。

八、独立行政法人国立高度専門医療研究センターが、その本来目的である研究・診療の充実に真に資する事業計画策定や的確かつ迅速な意思決定等が行えるよう、新法人の権限、執行体制、人事、財務等の在り方について、現場の視点から綿密な検討を行い、新法人設立までに十分な準備を行えるよう支援すること。

九、独立行政法人国立国際医療研究センター国府台病院及び独立行政法人国立長寿医療研究センターが、その求められた役割を適切に果たすことができるよう、その機能の強化を図るとともに、その業務の実績や社会的な評価を含む法の実施状況を勘案し、その存否についても検討を行い、必要に応じて財政的支援を含め所要の措置を講ずること。

右決議する。

## 平成22年度予算(案) 独立行政法人国立がん研究センター

◎運営費交付金

(単位:百万円)

区 分		22' 予算(案)	
I 研究・臨床研究の推進	研究推進事業	研究基盤経費	1,343
	臨床研究推進事業	臨床研究基盤経費	219
		がん予防・検診研究センター経費	318
		臨床開発センター経費	277
		がん研究開発費	2,015
II 医療の均てん化	がん診療均てん化事業	がん対策情報センター経費	1,715
		がん医療水準均てん化促進経費	151
III 人材育成	専門医師等育成事業	指導医・レジデント・修練医経費	1,590
	教育研修事業	教育研修経費	25
IV 情報発信	政策提言事業	政策提言経費	1
	情報提供事業	がん総合推進事業経費	437
V 運営基盤安定化	運営基盤確保事業	運営基盤経費	178
		病院内保育所運営費	12
		退職手当	522
合 計			8,803

※百万円未満を四捨五入して計算しているため、合計が一致しないことがある。

平成22年度予算(案) 独立行政法人国立循環器病研究センター

◎運営費交付金

(単位:百万円)

区 分		22' 予算(案)	
I 研究・臨床研究の推進	研究推進事業	研究基盤経費	1,531
		研究機能強化経費	117
	臨床研究推進事業	予防検診部経費	43
		循環器病研究開発費	1,138
II 医療の均てん化	循環器病診療均てん化事業	循環器病遠隔診断推進経費	10
		循環器病診療施設情報ネットワーク事業経費	4
III 人材育成	専門医師等育成事業	指導医・レジデント・修練医経費	1,730
	教育研修事業	教育研修経費	15
		脳卒中等対策研修経費	4
IV 情報発信	政策提言事業	政策提言経費	1
V 診療事業	周産期・小児医療事業	総合周産期母子医療センター経費	47
		小児救急医療支援経費	21
		産科医等支援経費	2
	救急医療事業	救急救命センター経費	152
VI 運営基盤安定化	運営基盤確保事業	運営基盤経費	687
		退職手当	398
合 計		5,902	

※百万円未満を四捨五入して計算しているため、合計が一致しないことがある。

平成22年度予算(案) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

◎運営費交付金

(単位:百万円)

区 分		22' 予算(案)	
I 研究・臨床研究の推進	研究推進事業	研究基盤経費	2,325
	臨床研究推進事業	臨床研究基盤経費	186
		精神・神経医療研究開発費	1,012
II 医療の均てん化	精神・神経疾患診療均てん化事業	神経難病患者在宅医療支援経費	1
III 人材育成	専門医師等育成事業	指導医・レジデント・修練医経費	448
	教育研修事業	教育研修経費	14
		発達障害研修経費	11
IV 情報発信	政策提言事業	政策提言経費	1
	情報提供事業	自殺予防総合対策センター経費	80
V 診療事業	精神医療事業	精神医療経費	97
VI 運営基盤安定化	運営基盤確保事業	運営基盤経費	170
		退職手当	250
合 計			4,595

※百万円未満を四捨五入して計算しているため、合計が一致しないことがある。

平成22年度予算(案) 独立行政法人国立国際医療研究センター

◎運営費交付金

(単位:百万円)

区 分		22' 予算(案)	
I 研究・臨床研究の推進	研究推進事業	研究基盤経費	934
		研究機能強化経費	261
	臨床研究推進事業	臨床研究基盤経費	145
		肝炎・免疫研究センター経費	105
		国際医療研究開発費	1,268
		エイズ医療治療研究費	189
II 医療の均てん化	感染症等診療均てん化事業	糖尿病情報センター経費	118
		糖尿病対策情報センター経費	3
		肝炎情報センター経費	62
		子どもの心診療拠点病院経費	19
		重症在宅精神障害者訪問看護モデル事業経費	7
	国際医療協力事業	国際医療協力局経費	712
III 人材育成	専門医師等育成事業	指導医・レジデント・修練医経費	1,721
		医師臨床研修経費	104
		歯科医師臨床研修経費	9
	教育研修事業	教育研修経費	53
看護師養成事業	国立看護大学校経費	710	
IV 情報発信	情報提供事業	情報発信経費	45
	政策提言事業	政策提言経費	1
V 診療事業	感染症診療事業	感染症指定医療機関経費	80
		結核医療経費	8
	周産期・小児医療経費	小児救急医療拠点病院運営経費	50
		地域周産期母子医療センター経費	28
		産科医等支援経費	4
	救急医療事業	救命救急センター経費	225
		輪番制病院経費	7
	精神医療事業	精神科救急医療経費	21
精神医療経費		108	
災害医療事業	災害医療経費	11	
V 運営基盤安定化	運営基盤確保事業	運営基盤経費	615
		病院内保育所運営費	14
		退職手当	818
合 計		8,455	

※百万円未満を四捨五入して計算しているため、合計が一致しないことがある。

平成22年度予算(案) 独立行政法人国立成育医療研究センター

◎運営費交付金

(単位:百万円)

区 分			22' 予算(案)
I 研究・臨床研究の推進	研究推進事業	研究基盤経費	1,050
	臨床研究推進事業	臨床研究基盤経費	341
		成育医療研究開発費	1,171
II 医療の均てん化	成育医療均てん化事業	子どもの心診療拠点病院経費	19
		子どもの心診療中央拠点病院経費	16
III 人材育成	専門医師等育成事業	指導医・レジデント・修練医経費	1,370
	教育研修事業	教育研修経費	14
IV 情報発信	情報提供事業	情報発信経費	81
		妊娠と薬情報センター経費	49
	政策提言事業	政策提言経費	2
V 診療事業	周産期・小児医療事業	総合周産期母子医療センター経費	47
		小児救急医療拠点病院運営経費	125
		産科医等支援経費	11
		小児医療体制確保経費	181
VI 運営基盤安定化	運営基盤確保事業	運営基盤経費	238
		退職手当	294
合 計			5,008

※百万円未満を四捨五入して計算しているため、合計が一致しないことがある。

平成22年度予算(案) 独立行政法人国立長寿医療研究センター

◎運営費交付金

(単位:百万円)

区 分		22' 予算(案)	
I 研究・臨床研究の推進	研究推進事業	研究基盤経費	1,317
	臨床研究推進事業	臨床研究基盤経費	218
		長寿医療研究開発費	913
II 医療の均てん化	長寿医療均てん化事業	在宅医療均てん化推進経費	133
		認知症モデル医療推進経費	79
		高齢者医療標準化推進経費	49
III 人材育成	専門医師等育成事業	指導医・レジデント・修練医経費	133
		医師臨床研修経費	5
	教育研修事業	教育研修経費	15
		認知症サポート医研修経費	11
		高齢者医療の教育・啓発経費	14
IV 情報発信	情報提供事業	高齢者疾患データベース(長寿ドック)による 情報発信事業経費	9
		在宅医療フォーラムの開催経費	1
	政策提言事業	政策提言経費	1
V 診療事業	長寿医療診療事業	高齢者特有専門医療経費	160
	救急医療事業	輪番制病院経費	10
VI 運営基盤安定化	運営基盤確保事業	運営基盤経費	173
		病院内保育所運営費	6
		退職手当	213
合 計			3,459

※百万円未満を四捨五入して計算しているため、合計が一致しないことがある。